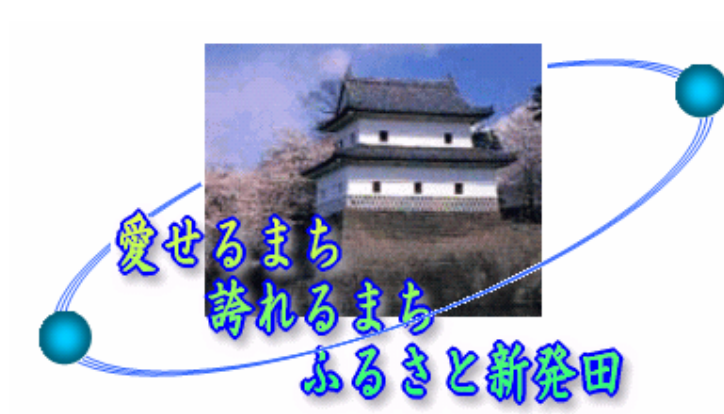


# 新発田市情報化基本計画



平成15年3月  
新 発 田 市

## はじめに



21世紀を迎え、少子・高齢化の進行や国際化、環境問題の顕在化、地方分権の進展など、時代の潮流は大きな変化を見せております。

また、昨今の情報通信技術（IT）の進展はめざましいものがあり、パソコンやインターネット、携帯電話の急速な普及は、社会・経済活動全般にわたって大きな変革を及ぼしております。

国は、平成12年11月29日に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定し、ITを積極的に活用して、その恩恵を最大限に享受できる世界最先端のIT国家を目指した「e-Japan戦略」をまとめ、電子政府の実現など、様々な施策を急ピッチで展開しております。

まさに時代の「新しい波」が押し寄せています。

このような中で、本市は、『愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造』を実現するため、ITを駆使した情報化を進め市民の生活利便性の向上や行政運営の効率化・高度化を図ることを目的に、情報化に向けた今後の取り組むべき方向性を示した「新発田市情報化基本計画」を策定いたしました。

情報化の推進は、市民並びに自治会を始め、企業、学校、各種団体等、地域社会を構成する皆様と行政が、本市まちづくりの理念である「共創」に基づき、それぞれの役割を担い、互いに協力・連携することによって可能となるものと考えております。今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂きました新発田市情報化基本計画策定委員の皆様、また情報化に対する市民意識アンケートにご協力いただきました市民各位に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成15年3月

新発田市長 片山吉忠

# 目 次

<b>第1編 情報化基本計画の考え方</b> .....	1
第1章 計画策定の考え方 .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 計画期間 .....	3
4 実施計画による情報化施策の推進 .....	3
第2章 情報化推進の考え方 .....	4
1 情報化の基本方針 .....	4
2 情報化による「まちづくりの目標」の実現 .....	4
3 地域情報化と行政情報化の一体となった情報化の推進 .....	6
第3章 情報化推進の留意点 .....	7
1 個人情報の保護 .....	7
2 セキュリティ対策(安全管理体制) .....	8
3 知的所有権 .....	9
4 労働衛生管理 .....	9
<b>第2編 情報化推進の背景</b> .....	11
第1章 社会・経済の動向 .....	12
1 インターネット利用者とインターネットビジネスの拡大 .....	12
2 ブロードバンド・アクセス・ネットワークの普及 .....	13
第2章 国、県の動向 .....	14
1 国の情報化への取り組み .....	14
2 地方公共団体への指針 .....	15
3 「電子県庁」実現に向けた取り組み(新潟県) .....	16
<b>第3編 新発田市の地域情報化</b> .....	17
第1章 現状と課題 .....	18
1 本市の取り組み .....	18
2 市民意識アンケート .....	20
3 地域情報化の課題 .....	24
第2章 基本方向と情報化施策 .....	25
1 「市民の暮らしを守り支える 安心・安全のまちづくり」のために .....	25
2 「子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり」のために .....	29
3 「伝統文化の継承と豊かなこころを育む創造のまちづくり」のために .....	31
4 「豊かな市民生活を実現する産業振興によるまちづくり」のために .....	33
第3章 地域情報化の進め方 .....	35
1 各主体の役割に応じた積極的な取り組みへの支援 .....	35
2 関連主体の連携による総合的な推進体制の整備 .....	35
3 国、県等の補助事業の活用 .....	35

<b>第4編 新発田市の行政情報化</b> .....	37
第1章 現状と課題 .....	38
1 本市の取り組み.....	38
2 行政情報化の課題 .....	40
第2章 基本方向と情報化施策.....	41
1 情報化による「市民満足経営・安定経営」～電子市役所の実現～ .....	41
2 市民満足経営のために.....	42
3 安定経営のために .....	44
第3章 行政情報化の進め方 .....	46
1 情報基盤の整備 .....	46
2 人材の育成.....	47
3 行政情報化推進体制の整備.....	47
新発田市の情報化イメージ .....	50
参考資料.....	52
用語解説.....	54

---

---

# 第1編 情報化基本計画の考え方

---

---

---

## 第1章 計画策定の考え方

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国の社会経済情勢は、少子高齢化の進行、国際化の進展、産業構造の変化、景気の低迷など大きな変化をむかえ、本市においても市民ニーズの多様化、地方分権の推進等といった新たな課題への対応が求められています。また、「IT(情報通信技術)革命」という言葉に象徴されるように、急速に情報化が進み、今日の市民の日常生活や企業活動において、ITが密接に関係してきています。本市は、こうした地域社会の変化に的確に対応していく必要があります。

『愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田』を創造していくため、行政主導の20世紀型まちづくりから『共創』を基本とする21世紀型まちづくりへと、本市のまちづくりは移行しつつあります。『共創』とは、市民と行政との協力によって共に創り上げることを意味し、単に参加することとは違い、目標、情報、責任とリスクを共有し、市民と行政がパートナーとして一体にならなくてはなりません。

そのため、

市民が求める行政情報をわかりやすく提供すると同時に、市民の意見や提案を行政に取り入れるシステムが必要です。

市民が必要な情報を容易に入手し、活用できるとともに、地域内外の人々と交流ができるようにしなければなりません。

行政は、市民の視点に立った良質なサービスを提供すると同時に、効果的で効率的な行政運営が求められています。

高度化するITの便益を最大限に活用し、本市が目指すまちづくりの様々な課題を市民とともに解決する手段として情報化を考え、そして地域の情報化を積極的かつ計画的に推進することを目的に、本計画を策定します。

( )IT(Information Technology):情報通信技術。その応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

## 2 計画の位置付け

本市は平成12年度に、「新発田市まちづくり総合計画」を最上位計画として策定し、これに基づくまちづくりを進めています。本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」に掲げられた施策を実現する手段としての情報化(地域情報化)の基本的な考え方・施策の方向性を示すものです。

また、同年度に策定された「新発田市行政改革大綱」に掲げられた改革の目標を実現する手段としての情報化(行政情報化)の基本的な考え方・施策の方向性を示すものです。

## 3 計画期間

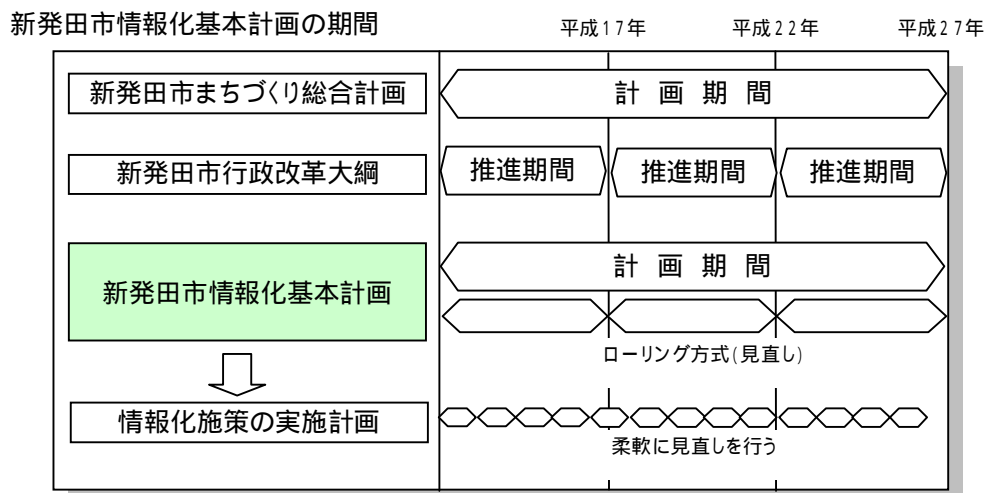
本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」及び「新発田市行政改革大綱」と一体となって推進するため、本計画の計画期間を「新発田市まちづくり総合計画」と同じ平成27年度までとします。

また、「新発田市行政改革大綱」の推進期間と合わせ平成17年度で見直しを行い、その後は5年ごとに見直しを行うローリング方式によって推進します。見直しにあたっては、その時の社会情勢や先進技術等を取り入れながら行うこととします。

## 4 実施計画による情報化施策の推進

本計画に掲げる情報化施策の推進にあたっては、具体的な実施計画を策定し推進します。

この実施計画については、まさに日進月歩で進展するITに対応していくため、柔軟に見直しを行っていくこととします。



## 第2章 情報化推進の考え方

### 1 情報化の基本方針

地域における情報化の主役は、市民一人ひとりであることを踏まえて情報化を進めなければなりません。

そして、情報化の効果を有効なものにするには、市民ニーズの反映、歴史・文化・環境そして人材も含めた地域資源の有効活用など、様々な面から地域特性を活かすことが大切です。

また、全ての人にとって情報化が身近なものになるように、使いやすい情報機器やシステムの導入などに考慮しなければなりません。特に、高齢者や障害者の方々への十分な配慮や、情報化に対する不安を取り除くための支援体制などのシステムづくりが必要です。

そこで、本市の情報化推進の基本方針として、次の三つを掲げます。

市民本位の情報化

地域特性を活かした情報化

人にやさしい情報化

### 2 情報化による「まちづくりの目標」の実現

新発田市の情報化は、情報化を推進することそのものが目標ではなく、「新発田市まちづくり総合計画」と「新発田市行政改革大綱」を推進し『愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造』を実現する手段のひとつであることから、まちづくりの目標が情報化の目標になると考えます。

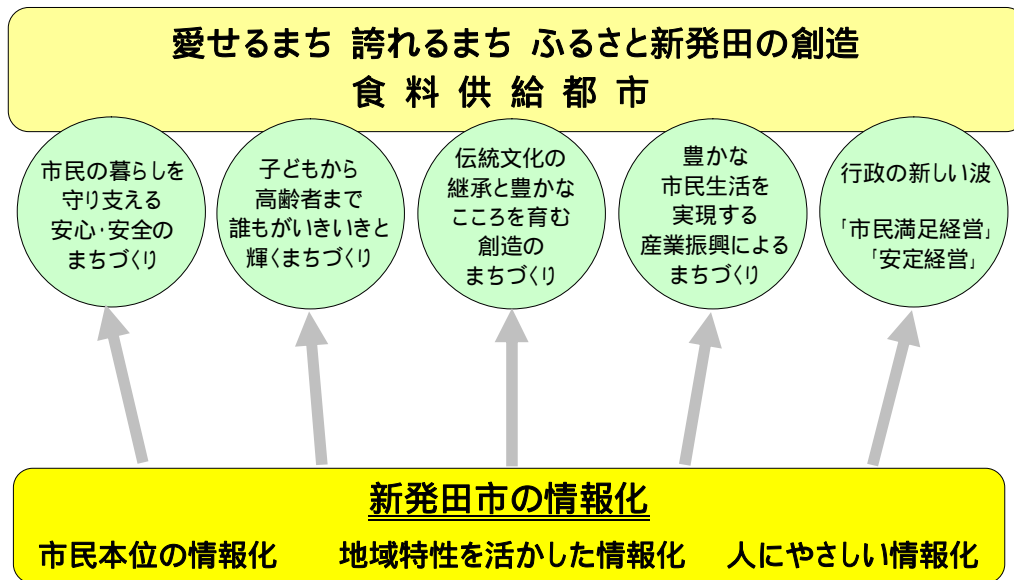
「新発田市まちづくり総合計画」では、『食料供給都市』を将来都市像と定め、「共創」(市民と行政との協力によって共に創り上げる)をまちづくりの理念として「市民の暮らしを守り支える 安心・安全のまちづくり」「子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり」「伝統文化の継承と豊かなこころを育む創造のまちづくり」「豊かな市民生活を実現する産業振興によるまちづくり」の4つの基本目標(政策の柱)の実現を目指しています。

「新発田市行政改革大綱」では、社会経済情勢の変化に対応した新しい行政経営スタイルを「行政の新しい波」と表し、「市民満足経営」と「安定経営」を目指した行政改革の推進を目標としています。

この、まちづくりの「4つの基本目標」と、行政経営の目標である「市民満足経営」と「安定経営」の実現を目指して情報化を推進します。



情報化による「まちづくりの目標」の実現



『ふるさと新発田の創造』とは、私たちの子どもや孫たちに自身をもって引き継ぐことのできる「ふるさとづくり」であり、そこで生まれ育った市民ばかりでなく、誰もが「愛せるまち 誇れるまち」と実感できる〝こころに残るまちづくり〟のことです。

『食料供給都市』が目指すものは、長い歴史に育まれた豊かな大地と人々の営みを基盤とした「農」と「食」の融合から生まれる潤いを、多様で豊かな市民生活へと広げる、個性化によるまちづくりを推進することです。

『行政の新しい波』は、地方分権の本格化や、少子・高齢化の急速な進行など社会経済情勢の変化に対応し、新しい行政経営スタイルを確立することを表現しています。そして、市民の幸せのため、効果や効率の視点と市民の信頼を得られる経営感覚を備えて、市民サービス行政を進め、また、市民の満足を重視した事業の推進システムや、将来への負担を残さない安定経営を実現する行財政システムを構築するとともに、民間手法を導入した新しい経営システムを作り上げることによって、「市民満足経営」と「安定経営」を実現することを目標としています。

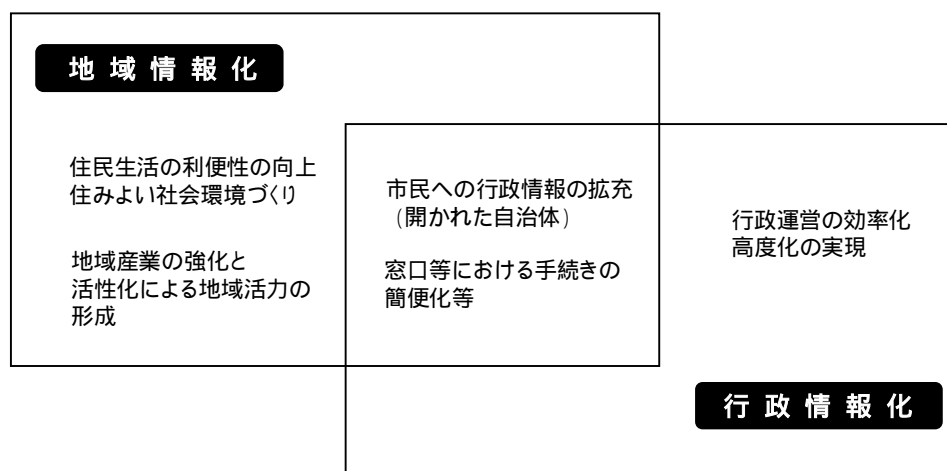
### 3 地域情報化と行政情報化の一体となった情報化の推進

情報化の推進にあたっては、市民生活に関する「地域情報化」と、行政運営に関する「行政情報化」のふたつの視点があります。

地域情報化の目的は、「市民生活の利便性の向上と住みよい社会環境づくり」を行うことであり、また、「地域産業の強化と活性化による地域活力の形成」を図ることです。その目的を実現するために、市は、市民が求める情報やサービスを提供する責任があります。市民に対する行政情報提供の拡充や行政窓口等における手続きの簡便化などは行政運営の効率化・高度化が前提となることから、行政情報化の推進も必要となります。

したがって情報化の推進は、「地域情報化」と「行政情報化」を一体的に推進することとします。

地域情報化と行政情報化の関係図



## 第3章 情報化推進の留意点

### 1 個人情報の保護

地域情報化や行政情報化の進展に伴い、コンピュータによって処理される情報は量的に増大するとともに質的にも多様化してきています。また、情報へのアクセス方法も多様化してきています。デジタルデータは不可視的状态で迅速に処理されるため、一旦情報の不正利用が行われた場合には、従来の手作業に比べて、その影響は広範にわたる恐れがあり、その発見もより困難になることが予想されます。

特に行政においては、個人情報を取り扱うことが多いため、市民の不安感を取り除き行政に対する信頼性を確保するには、市役所全体としての情報保護の体制を確立するとともに、それを取り扱う職員の意識向上を図ることが必要です。

本市は、これまでも個人情報の取り扱いについてはプライバシー保護の観点から細心の注意を払うよう努めてきており、事務処理のコンピュータ利用の進展にともない、「新発田市電子計算機処理管理運営規定」(昭和61年1月4日訓令第1号)を定め、個人データ管理の適正化を図りながら、電算処理による事務の効率化を進めてきました。

さらに、「新発田市個人情報保護条例」(平成10年条例第36号、平成11年4月1日施行)で、電算処理を含む当市の事務事業全般にわたって個人情報を取り扱う際のルールを定め、また、市の所有する情報の開示や訂正を求める権利を保障することを明らかにしました。

今後、インターネットを活用した地域情報化と、庁内LANやデータベース等の整備による行政情報化を進めるためには、情報システムの相互接続による情報共有化を図っていかなくてはならず、これまで以上に個人情報の取り扱いに慎重な対応が必要となってきます。

新発田市電子計算機処理管理運営規定及び新発田市個人情報保護条例に基づく個人情報のデータやシステムの運用のより一層の適正管理と、職員のプライバシー保護に対する更なる意識向上を図るとともに、情報化施策の推進に合わせたデータ管理に関する諸規程類の更なる整備と、端末機等によるアクセスの制限やその監視など情報処理及び通信技術の発展に応じた最新の技術的な措置を講じる必要があります。

一方で、公正で開かれた行政を実現し、行政への市民参加を促進するためには、公開の原則や個人参加の原則も堅持しなくてはなりません。そのため、システムの構築にあたっては、保護すべき個人情報と提供・公開すべき行政情報の区分、取り扱いやその責任体制を明確にし、システムのより一層の厳正な運用に努めていきます。

## 2 セキュリティ対策(安全管理体制)

地域情報化と行政情報化の進展によって、コンピュータシステムに対する依存度は、ますます高くなっていきます。しかし、ひとたびシステムや通信回路の機能停止あるいはハッカー( 1)の不正アクセス、コンピュータウイルス( 2)によるデータ破壊等の障害が発生した場合、行政内部はおろか、市民生活にも多大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、システム等のセキュリティ(信頼性・安全性)を確保することは、今後の情報化に欠くことのできない課題となっています。

この課題に対しては、ハードウェア( 3)やソフトウェア( 4)の保護、ネットワークの障害からの回避、データ改ざんや流出の防止、内部又は外部からの不正アクセスなどを未然に防ぐこと、また、万一発生した場合に、これを速やかに検知するとともに、その影響を最小限に留めること、更に、システムの障害復旧を速やかに行うことなどが、対策として求められることとなります。

そこで、信頼性の高い最新のセキュリティ技術を適時導入していくとともに、市役所全体を網羅するセキュリティポリシー( 5)の策定など制度面の整備と実践、情報管理面での意識啓発など、総合的なセキュリティ対策を講じていきます。

また、それと同時に、各業務担当課が主体となるシステム開発が増加することが考えられることから、総合的なセキュリティ対策と同様に、各業務担当課が主体となったセキュリティ対策も検討していきます。

- ( 1)ハッカー(hacker):本来はコンピュータに非常に詳しくて、その操作に通じている人を指す。最近ではネットワークを通じてコンピュータに違法な侵入をしてデータを盗んだりする者を指すことが多い。このような犯罪行為をする者をクラッカーと呼びハッカーと区別することもある。
- ( 2)コンピュータウイルス(computer virus):正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラム的一种で、システムを破壊してしまう悪質なもので存在する。
- ( 3)ハードウェア(hardware):コンピュータの機械部分の総称。コンピュータ本体、周辺機器もこう呼ぶ。
- ( 4)ソフトウェア(software):コンピュータで利用するために考案・設計されたもの。あるいは、それらをコンピュータで実行する形にしたもの。プログラムとほぼ同義語だが、プログラムは一定の処理手順というニュアンスが強く、ソフトウェアという言い方はコンピュータ本体などのハードウェアと対比させて使うことが多い。知的生産物として著作権で保護されている。
- ( 5)セキュリティポリシー(security policy):組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針を明文化したもの。

### 3 知的所有権

本市が利用するパッケージソフト( 1)やデータベース( 2)等の著作物の数は、システムやパソコンの整備にともない急増しています。

この著作物は、不正コピーが容易で、またライセンス(使用する権利)を取得していなくても利用できてしまうことから、著作権の侵害が起きやすく、侵害している側には、罪の意識が低いという問題があり、不正コピーは社会問題となっています。

このような状況下、国において著作権等の保護に関する法制度の整備が進んでいます。

本市においても、著作権保護に対する意識の向上と、パッケージソフトやデータベース等の著作物の利用に対する適正な取り扱いに留意していきます。

- ( 1)パッケージソフト(package software):コンピュータで、特定の業務用にあらかじめ作成され、市販されているソフトウェア。
- ( 2)データベース(data base):コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくしたファイルをいう。また、このようなファイルの共用を可能にするシステムいう。

### 4 労働衛生管理

情報化の進展により、パソコンの画面を見ながらキーボードを操作するVDT( 1)作業が一層増大すると考えられ、長時間パソコンによる業務処理に従事する労働者の目、肩、腰等への負担やテクノストレス( 2)といった新たな精神的な障害を惹き起こすことが懸念されています。

また、職場にパソコン、プリンタ、ネットワーク機器の整備が進むにつれ、騒音や熱などの発生、執務スペースの狭隘化等、様々な問題が指摘されており、職場環境におけるこれら機器の影響は、さらに大きなものになると考えられます。

したがって、このような作業形態の変化に対応できるよう、今後、情報処理機器の整備と合わせ、職場環境の整備やVDT作業基準の検討など健康管理に留意していきます。

- ( 1)VDT(Visual Display Terminal):コンピュータに接続される画面表示装置とキーボードによる入力装置。
- ( 2)テクノストレス(techno-stress):職場に高度な情報機器が普及したことによって引き起こされるさまざまなストレス。



---

---

## 第2編 情報化推進の背景

---

---

## 第1章 社会・経済の動向

### 1 インターネット利用者とインターネットビジネスの拡大

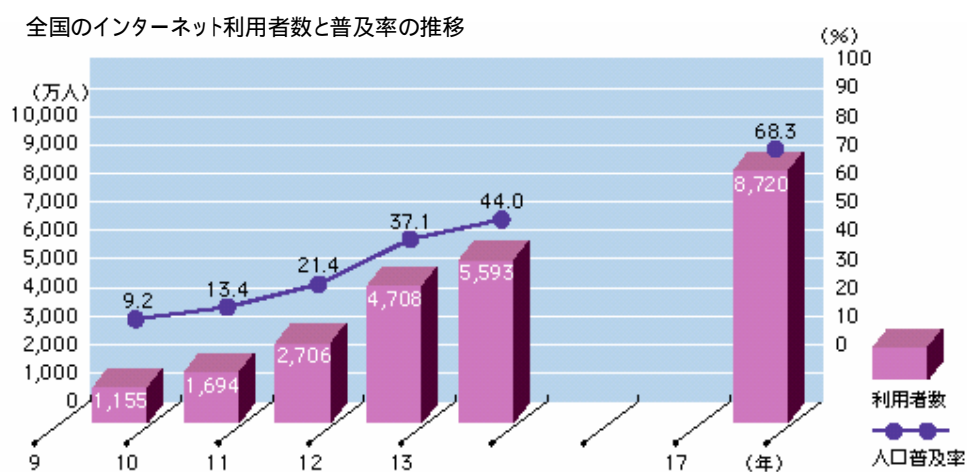
平成13年度末における日本のインターネット利用者数は5,593万人(対前年比18.8%増)と推計され、人口普及率は44.0%となっています。平成17年には8,720万人に達するものと見込まれています。

また、携帯電話・PHS、携帯情報端末からのインターネット利用者は2,504万人となっています。わずか数年で大きな伸びを見せており(11年度は571万人)、インターネット利用者の急激な増加を押し上げるひとつの要因となっています。それは、モバイル( )型といった新たなインターネットの利用形態も生み出しました。

インターネットの爆発的な普及に伴い、インターネット上で商取引(電子商取引)を行ったりネットワークの構築や接続サービスを行ったりするインターネットビジネスも、平成12年度における総市場規模が4兆8,031億円と前年比の2.3倍と大きく拡大している状況にあります。

数値、推計は平成14年版情報通信白書(総務省)を参考

( )モバイル(mobile): オフィスや自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話などを使い、ネットワークを通じて情報をやりとりすること。また、それに用いる機器のこと。





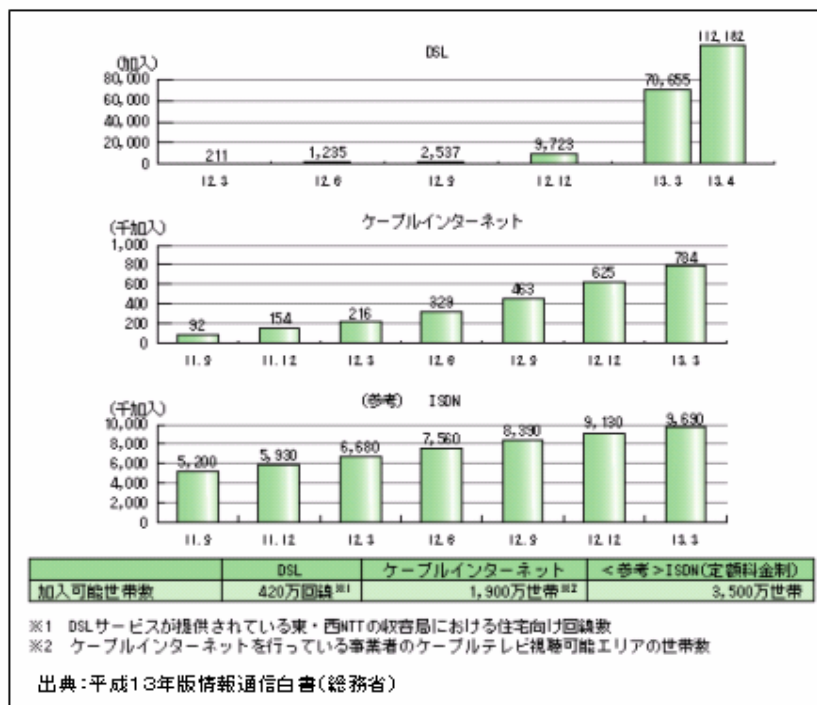
## 2 ブロードバンド・アクセス・ネットワークの普及

インターネットの普及に伴い、その利用は、今までの電子メールやホームページ閲覧など文字データを中心としたものから、動画や音楽、ソフトウェアのダウンロード( 1)といった、より高度なものに拡大してきました。

その結果、高速・大容量・低廉(定額料金による常時接続)な通信が利用できるネットワーク環境が求められ、ブロードバンド・アクセス・ネットワーク( 2)の整備が始まり、DSL( 3)、ケーブルインターネット( 4)等が急速に普及している現状にあります。

国においても、ブロードバンド・アクセス・ネットワークの整備は、インターネット利用の高度化を図り、社会経済構造の変化を促進し、「高度情報通信ネットワーク」への移行を実現する観点から、ネットワーク基盤整備において最重要課題として位置付けています。

全国のDSL、ケーブルインターネット加入世帯数の推移



- ( 1)ダウンロード(download)：ネットワークなどで接続されたどこか別の場所にあるコンピュータなどからソフトやデータを取り寄せること。
- ( 2)ブロードバンド・アクセス・ネットワーク：明確な定義はないが、一般に「高速インターネットアクセス網」及び「超高速インターネットアクセス網」を指す。
- ( 3)DSL(Digital Subscriber Line)：既存の電話回線(アナログ回線)を利用するが、音声電話に使用しない高い周波数を利用することで、高速のデータ通信を可能にする技術。DSL技術のうち現在もっとも普及している方式にADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)があり、データ伝送の向き(ユーザーから見て発信の「上り」と受信の「下り」)の速度の違いが「非対称(Asymmetric)」になる。
- ( 4)ケーブルインターネット：ケーブルテレビの回線を利用したインターネット。

## 第2章 国、県の動向

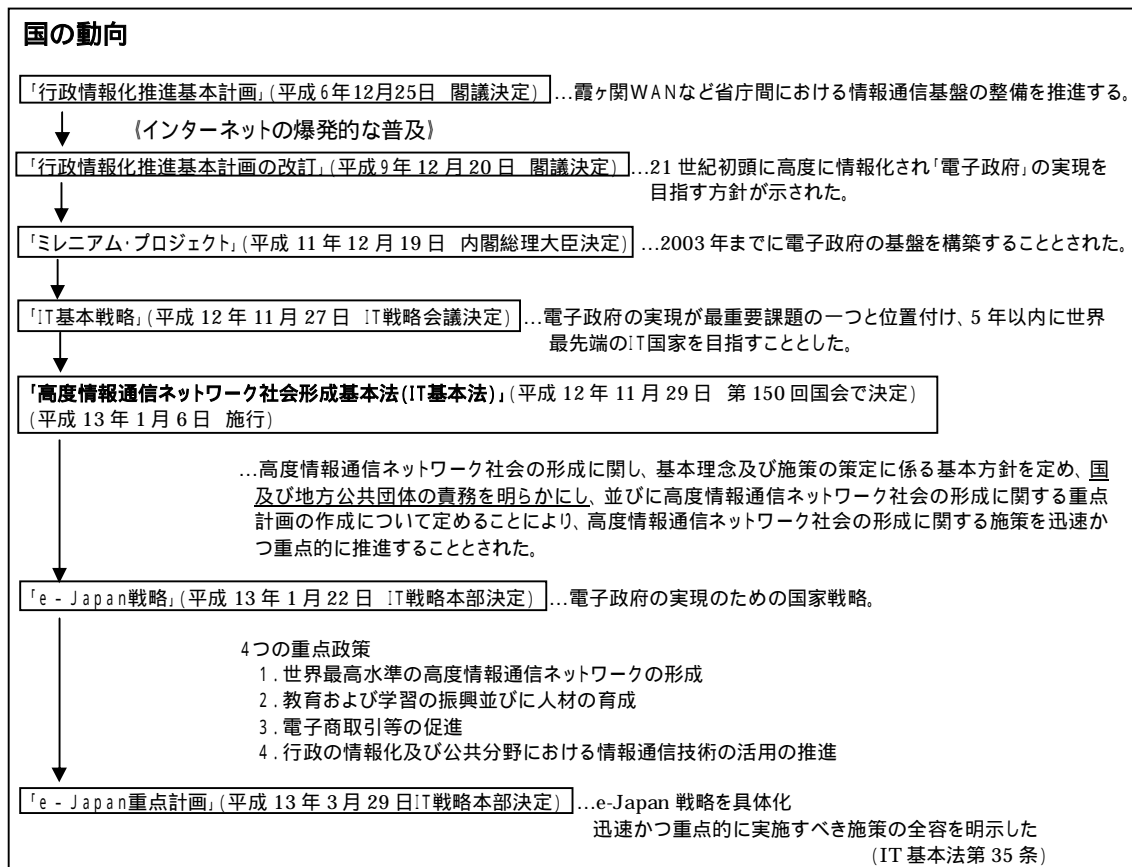
### 1 国の情報化への取り組み

国においては、インターネットの爆発的な普及など社会情勢の変化に的確に対応するため、平成11年12月に「ミレニアム・プロジェクト」において、電子政府の基盤を構築することの内閣総理大臣決定がされました。

翌平成12年7月には、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」を目指した施策を総合的に推進するため「情報通信技術(IT)戦略本部」が設置され、同時に、ITの推進に関する検討を行うために「IT戦略会議」が設置されました。

同年11月には「IT基本戦略」と「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」が制定し、電子政府の実現と世界最先端のIT国家を目指すという目標が設定され、法的な整備も進みました。

それらを受けて、平成13年1月22日に「e-Japan戦略」が決定され、取り組むべき重点政策が明示されました。その政策のひとつに、「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」がうたわれ、高度に情報化された「電子政府」を平成15年度までに実現することとしました。



## 2 地方公共団体への指針

IT戦略本部の設置を受けて、総務省(旧自治省)では、地方公共団体における情報化施策の推進を積極的に支援することを目的として「情報通信技術(IT)革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部(略称:地域IT推進本部)」が設置されました。この「地域IT推進本部」において、平成12年12月に「地域IT推進のための自治省アクションプラン」が策定され、目標年度を平成15年度として、地方公共団体が早急に取り組むべき事項が示されました。

### 地方公共団体において早急に取り組むべき事項(目標年度:平成15年度)

- 1 行政におけるネットワーク化の推進
  - ・庁内LANと1人1台パソコン、インターネット接続環境の整備
  - ・総合行政ネットワークの整備
- 2 申請・届出等手続のオンライン化の促進
  - ・地方公共団体の組織認証基盤の整備
  - ・個人の公的な認証基盤の整備
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムの整備促進
- 4 消防防災分野における情報通信の高度化
- 5 統合型の地理情報システム(GIS)の整備
- 6 デジタル・ミュージアム構想の促進
- 7 歳入・歳出手続、税申告手続等の電子化検討
- 8 電子機器利用による選挙システムの検討
- 9 全庁的な推進体制の整備と総合的な推進計画の策定
- 10 人材の育成
- 11 個人情報保護対策
- 12 コンピュータ・セキュリティ対策

### 3 「電子県庁」実現に向けた取り組み(新潟県)

県では、行政の情報化を推進するために今後取り組むべき施策を明らかにし、その実現を図ることを目的に「新潟県行政情報化推進計画」を平成13年3月に策定しました。平成13年度～平成17年度の計画期間で、「県民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供」と「ITの積極的活用による行政運営の効率化・高度化」を計画の基本方向としながら「電子県庁」を構築し、県民の立場で開かれた県政の実現を目指すこととしています。

また、平成13年10月には「電子県庁」アクションプランを策定し、「行政情報化推進計画」に掲げる各施策を着実に実施するための具体的作業項目、目標年次、実施スケジュール及び担当部局等を定めました。

#### 県行政情報化推進計画 主要施策の実施計画

- 1 「電子県庁」基盤の整備
  - ネットワーク及び機器整備拡充(14年度)
  - 庁内 LAN パソコンの1人1台化実現(14年度、15年度)
- 2 申請・届出手続の電子化
  - 手続等の見直し、仕様検討(13年度、14年度)
  - 個人認証基盤、汎用受付システム整備(15年度)
  - 本格運用開始(16年度)
- 3 文書管理の電子化
  - 基本計画作成、基本仕様作成(13年度、14年度)
  - 文書管理システム、電子決裁システム整備(15年度)
  - 本格運用開始(16年度)
- 4 その他施策の実施計画
  - (1)ホームページの活用
    - 情報バリアフリー等の対応(14年度～)
    - 多言語対応(14年度～)
    - 県民意見募集ホーム整備((14年度)
  - (2)情報の共有化・業務のシステム化
    - データベースの整備拡充(13年度～)
    - 紙を使わない推進運動(14年度～)
    - システム共通基盤の整備(15年度)
    - 業務のシステム化(14年度～)
  - (3)IT化に対応した人材の育成
    - 研修の充実による職員の能力育成(14年度～)
    - 情報化支援体制の整備(14年度～)
    - VDT 作業基準の改正(14年度)
  - (4)調達手続の電子化
    - 入札参加申請手続の電子化(16年度)
    - 入札手続の電子化(16年度)
    - 収納・支払い事務の電子化(16年度)

---

---

## 第3編 新発田市の地域情報化

---

---

## 第1章 現状と課題

### 1 本市の取り組み

本市において、既に整備され、運営されている地域情報サービスの主なものとしては、以下のものがあります。

#### (1) 情報提供

##### 市ホームページ

新発田市のホームページ(<http://www.city.shibata.niigata.jp/>)からは、市の紹介、施策の紹介、公共施設の案内、暮らしのガイド、例規集の閲覧が出来るほか、市長への手紙として市民からの意見・提言の受付を行っています。

また、月2回発行している新発田市の市報「広報しばた」も、ホームページ上で最新号とバックナンバーの閲覧ができます。



トップページ



広報しばたの閲覧

##### FMコミュニティ放送

平成9年10月に開局した「エフエムしばた」(愛称:ラジオアガット、76.9MHz)は、コミュニティ放送局として地域に密着した情報をリアルタイムに提供しています。また、火災や地震などの災害時には、番組を一時中断して、いち早く正確な情報を提供できる体制を整えています。

##### テレフォンサービス

電話による4つの情報提供サービスが利用できます。

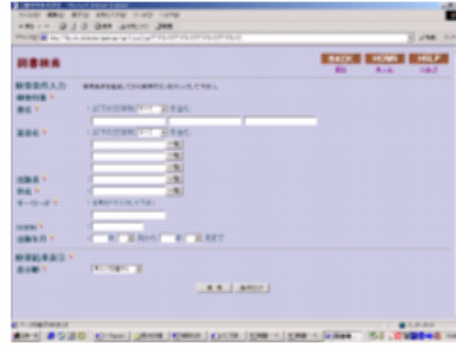
市民テレフォンサービス、	☎24 - 1188
市青少年健全育成センター情報	☎22 - 1616
火災情報	☎22 - 0999
休日救急診療テレフォンサービス	☎23 - 8350

## 図書検索システム

市立図書館では、館内の図書・雑誌・視聴覚資料の検索や貸し出し状況の確認がコンピュータの画面上で出来るシステムの運用しており、自宅のパソコンからもインターネットを通じて図書館のホームページ(<http://lib.city.shibata.niigata.jp/>)上で検索することが出来ます。



図書館ホームページトップページ



図書検索システム

## (2) 公共情報端末

市生涯学習センターおよび市立図書館、市総合健康福祉センターの3箇所に自由にホームページを閲覧できる公共情報端末を設置しています。

## (3) 防災情報システム

災害情報の収集及び応急対策等を迅速かつ的確に行うため防災行政無線を導入しています。基地局1台、移動局39台(車載型11台、携帯型28台)で運用しています。

## (4) 学校間のネットワーク

市内小中学校間を光ファイバケーブルで結ぶネットワークを構築中です。各校のパソコン教室を結び、合同授業の試験運用も行っています。

## (5) IT講習

市民の情報リテラシー( )向上のためIT講習を実施しています。

平成13年度は9会場で延べ3,124人が受講しました。平成14年度からは市生涯学習センターを会場にIT初心者パソコン講座として引き続き開講しています。

また、同じく市生涯学習センターを会場にパソコン学習講座を毎月実施しており、平成13年度は延べ773人が受講しました。

さらに、市総合健康福祉センターでは障害者の社会参加のための初心者パソコン教室を開催しています。(平成13年度、計20回開催、延べ105人受講)

( )情報リテラシー:情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

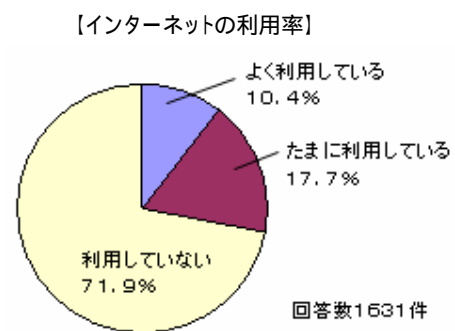
## 2 市民意識アンケート

全国的にインターネット利用者が増加していることから、本市におけるインターネットの利用状況、インターネットに対する市民のニーズや意向を把握し、本計画に反映させるために平成14年1月に「情報化に関する市民意識アンケート」を実施しました。

平成13年12月25日現在で18歳以上の市民から、各年代別人口の5%を無作為に抽出した3,310人と、15歳から17歳までの市内在住の高校生150人(市内の15歳から17歳までの人口の5%に当たる)、合わせて3,460人を対象に行いました。回収率は51%(1,763人)です。以下に主要な項目に関する集計結果を示します。

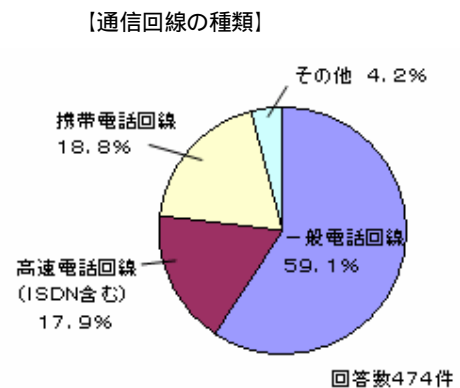
### (1) インターネット利用率

インターネットの利用率は「よく利用している」と「たまに利用している」を合わせて28.1%の人が利用していると答えています。



### (2) 通信回線の種類

インターネットで使用している通信回線は、半数以上が一般の電話回線を使っていると答えています。しかし、高速通信回線(DSL等)によるインターネット接続が17.9%、携帯電話回線をつかったものも18.8%と大きな割合を占めています。

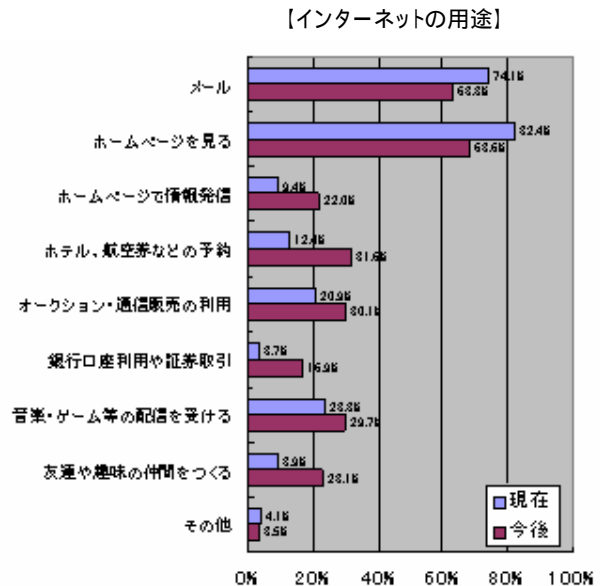




### (3) インターネットの用途

インターネットの現時点での用途としては、「メール」のやり取りや「ホームページを見る」などコミュニケーションツールとしての利用が多く、「銀行口座利用や証券取引」、「ホテルや航空券などの予約」等、実用面での利用は少ない状況です。

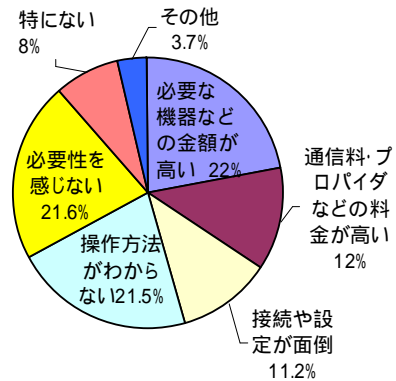
今後の利用意向については、同様にコミュニケーションツールとしての利用意向が多くなっていますが、「ホテルや航空券などの予約」、「オークション・通信販売の利用」といった実用的な活用に対する意向も、それぞれ増えています。



### (4) インターネットを利用しない理由

インターネットを利用しない人の理由としては、必要な機器や通信料等の費用面を理由とする人が3分の1程度、設定や操作の難しさを理由とする人が同じく3分の1程度であり、特に前者は若年層に、後者は中高年層に多い傾向にあります。必要性を感じない人は5分の1程度となっています。

【インターネットを利用しない理由】

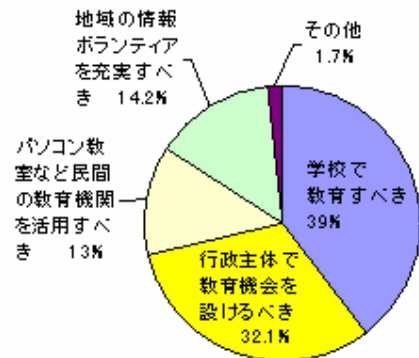


回答数1118件

### (5) 情報教育

インターネットの使い方などの情報化社会に向けての情報教育については、学校や行政に教育機会の提供を望む人の割合が多くなっています。

【情報教育について】

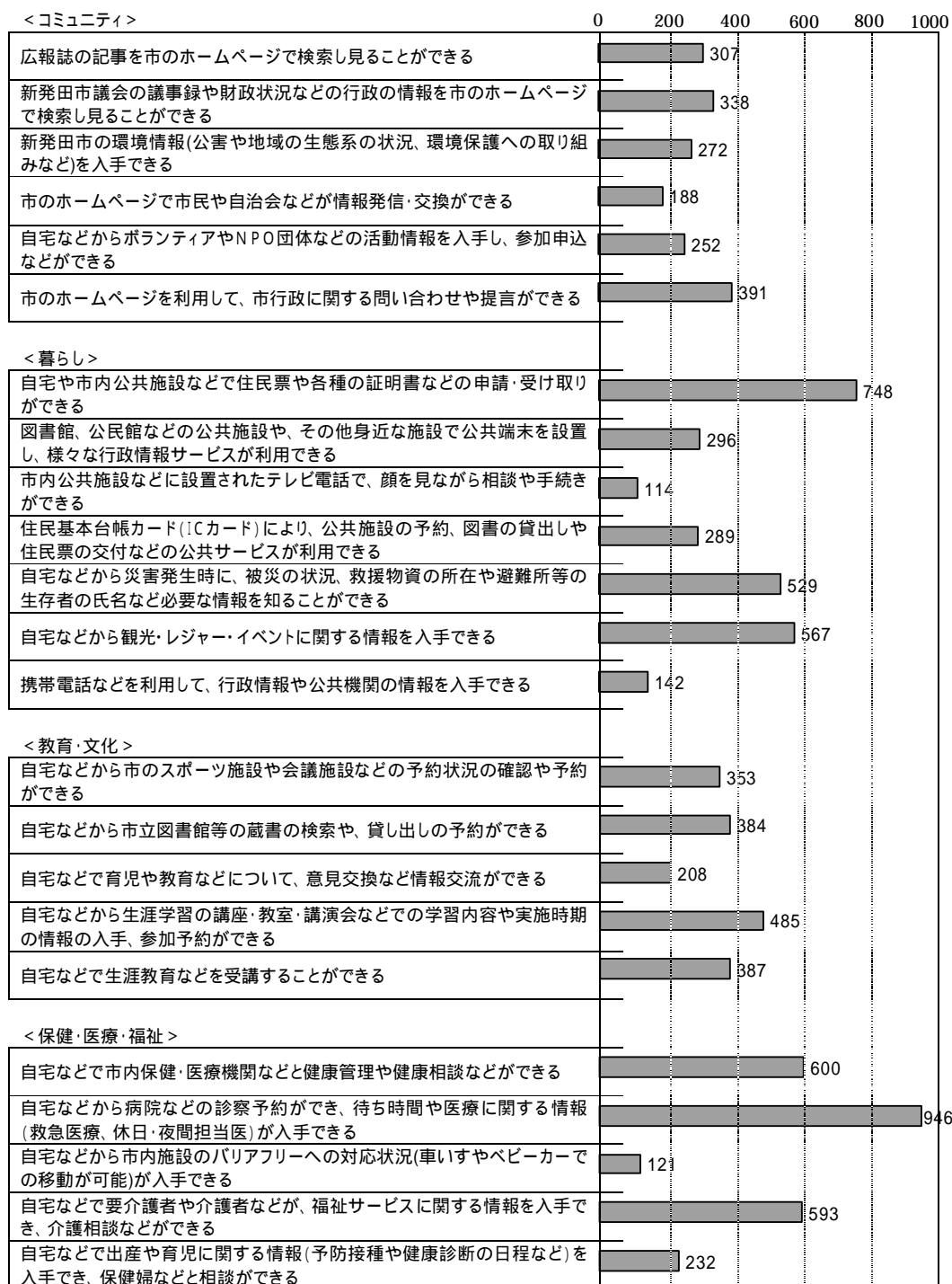


回答数2450件(複数回答)

## (6) インターネットを使ったサービスの利用意向

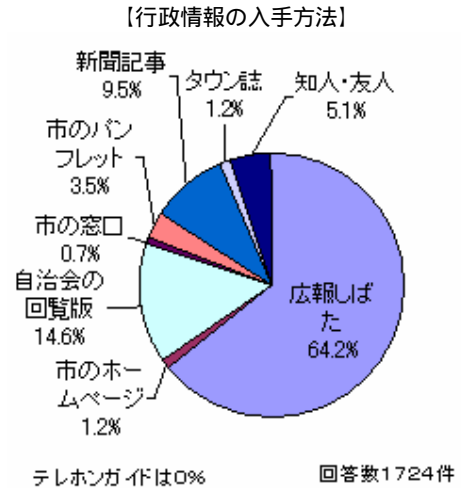
インターネットを活用し将来利用したいサービスを尋ねたところ、病院の診察予約や待ち時間・医療に関する情報、健康管理・健康相談、介護といった保健・医療・福祉分野のサービスや、住民票や各種証明書の申請・受け取りなどの行政手続、観光・レジャー・イベント情報や災害関係の情報といった暮らしに密着したサービスについて高い利用意向がありました。

回答数8742件(複数回答)



## (7) 行政情報の入手方法

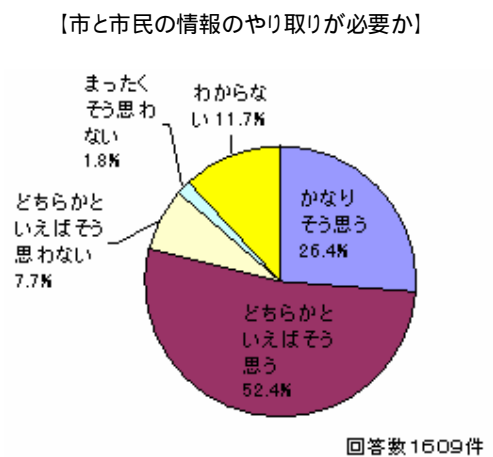
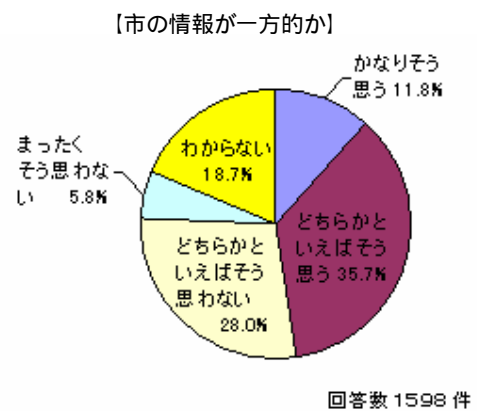
市からの行政情報の入手方法については、「広報しばた」、「自治会の回覧板」、「新聞記事」など紙媒体が中心となっています。この傾向は年代別・職業別に見ても同様の割合です。



## (8) 市と市民との情報のやり取り

市からの情報が一方的であると思う人は、「かなりそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて半数近くに昇ります。

また、そして、市と市民の情報のやり取りが必要と考えている人は、「かなりそう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて8割近くに昇ります。



### 3 地域情報化の課題

#### (1) IT の利用環境の課題

全国のインターネットの利用者は平成14年3月時点で5,593万人、普及率は44.0%(総務省「平成14年版情報通信白書」より)です。当市での普及率は把握されていませんが、インターネットを利用していると答えた人は28.1%と低い数字です。また、行政情報の入手手段も広報紙・回覧版・新聞記事と紙媒体が中心で、市のホームページから入手している人は少ない割合です。

現在、本市全域のネットワーク基盤整備について行政が行っているものはなく、全域を網羅する高速で廉価な情報ネットワークは構築されていません。急速に普及している携帯電話を使った情報提供も行っていません。また、本市が取り組んでいる公共施設へのインターネット公共情報端末の設置も、市内中心部に3箇所しかなく、市民がITを利用して情報に触れる環境が十分整っているとはいえません。

#### (2) 情報サービスの課題

市民には、保健・医療・福祉や暮らしに関する分野の情報サービスに高い利用意向があり、インターネットの実用的な活用への意向もあります。しかし、市民ニーズに応じた情報サービスは十分に展開されていません。

#### (3) 市民の声を行政に伝える仕組みの課題

多くの市民が、市からの情報は一方的であると感じている現状では、市民と行政との『共創』によるまちづくりの実現は困難です。ITを活用した市民からの意見・提言の窓口として市ホームページ上に「市長への手紙」を設けていますが、市民の声を行政に伝える仕組みとして十分であるとはいえません。

#### (4) IT 教育環境の課題

多くの市民がインターネットを利用しない理由として設定や操作の難しさをあげており、情報化を進める上で市民の情報リテラシーの向上が不可欠です。しかし、行政で行っているIT講習は、開催会場が少なく会場の都合で受講者数にも限りがあります。市民のIT教育に対するニーズに応えられる環境が十分整っているとはいえません。

## 第2章 基本方向と情報化施策

本市の地域情報化の課題を解決しながら、まちづくりの4つの基本目標を実現するため、次に掲げる基本方向と情報化施策の展開により地域情報化を推進します。

### 1 「市民の暮らしを守り支える 安心・安全のまちづくり」のために

市民のより豊かな暮らしの実現に向け、誰もがいつでも、どこでも、簡単に情報を活用ことができ、情報化による恩恵を受けられるよう、情報基盤の整備を推進していきます。

また、市民の生活利便性の向上と誰もが安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

#### (1) 通信基盤の整備

##### 地域の拠点となる公共施設間の情報通信基盤の整備

各種公共施設や教育施設等を地域の情報拠点として活用していきます。そのため、公共施設間における高速・大容量・双方向の通信ネットワーク基盤の整備を推進します。

##### 公共情報端末の設置

ネットワーク利用の恩恵を広く市民が享受できるよう、公共施設や郵便局等の地域の身近な施設に公共情報端末を設置します。機器の設置にあたっては、高齢者や障害者をはじめ、利用したいと考えるすべての人に使いやすい情報機器等の導入を促進していくとともに、多くの人々がこれらの情報機器を利用できるようにします。

また、将来的には申請・届出手続きや証明書の受け取りなどの電子化に対応したキオスク端末( )の設置も検討していきます。

( )キオスク端末:街角などに設置される情報端末の総称。自治体が設置する場合、公共施設などに置かれ、行政手続きや公共的な案内を行う。キオスク(kiosk)は、公園の売店のような簡易建造物のこと。

##### 情報通信中核拠点の整備

幅広い地域情報化の推進をめざし、情報通信基盤の整備とともに、市民活動や産業経済活動に必要な多種多様な情報を効率的に収集し、発信していく地域情報の中核拠点施設の整備を目指します。

### 高速・大容量の情報通信基盤の整備促進

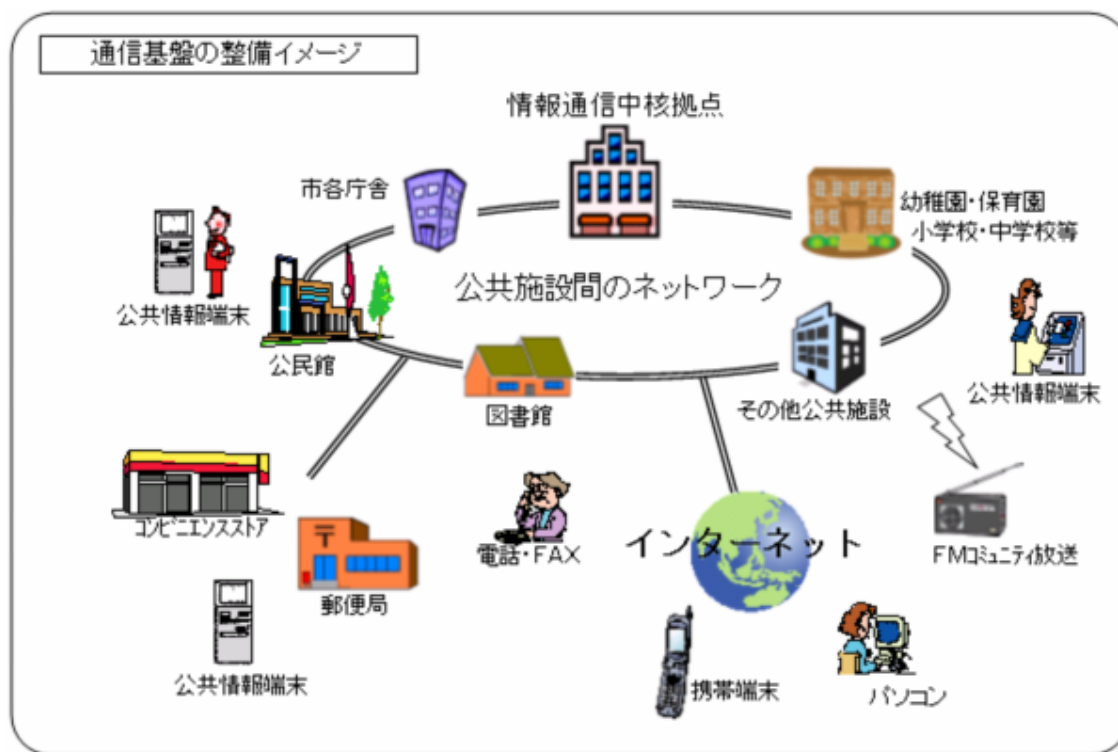
情報通信ネットワークの技術革新はめざましく、高速・大容量のDSLや光通信ネットワークそしてケーブルテレビ回線を使ったケーブルインターネットなど様々な情報通信ネットワークが開発されています。情報通信事業者と協力しながら、高速・大容量の情報通信ネットワークの検討を進め基盤の整備を促進します。また、ケーブルを敷設するにあたっては、下水道管などを利用した地中化についても研究していきます。

### 情報のバリアフリー化

高齢者や障害者をはじめすべての市民が容易に情報の受発信が可能となるよう、また、誰にでも使いやすい機能を持つユニバーサルデザイン( 1)も念頭に置きながら、情報のバリアフリー( 2)に配慮したまちづくりを進めます。

また、FMコミュニティ放送やテレフォンサービスなどのインターネットを使わない従来の情報伝達の仕組みや、携帯電話等の新たな情報機器も取り入れ、視覚障害者をはじめ誰でも、容易に情報を得られる方法も検討していきます。

- ( 1)ユニバーサルデザイン(Universal Design):障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること
- ( 2)バリアフリー(barrier free):「障壁のない」の意



## (2) 市民の生活利便性の向上

### 申請・手続サービス

住民票や各種証明書の発行、施設の利用申請、育児支援、事業者登録、建築確認申請等の各種申請・手続きについて、インターネットを利用して申請や手続き等に関する情報や申請書・届出書の様式を得ることのできるサービスを構築します。

将来的には、関連制度の整備や技術開発の動向を注視しながら、各種公共施設、郵便局、コンビニエンスストア等の身近な施設で、申請・届出手続きや証明書の受け取りなどができる仕組みづくりや、手続きに必要な手数料などの納付方法の電子化を検討していきます。

### 市役所の窓口の一元化

行政事務の電子化を進め、ひとつの窓口で各種証明発行等が受けられる窓口業務の一元化(総合窓口)を構築します。また、身近な施設でも同様のサービスが受けられるようにします。

### 住民基本台帳ネットワークシステム

全国どこからでも、住民票の写しの発行などのサービスが受けられるシステムを目指します。

### 住民基本台帳カード(ICカード)の活用

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認に利用される IC カード( )を活用し、同じカードで様々な公共サービスを利用できるシステムを目指します。

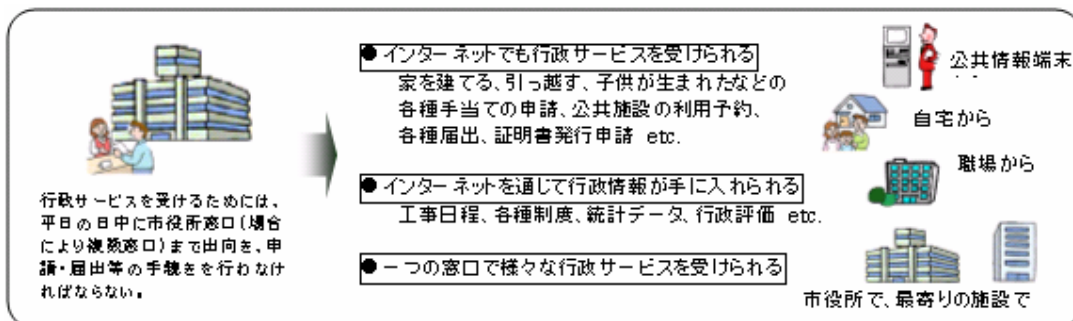
( )ICカード(integrated circuit card):IC(集積回路)を組み込んで情報容量を大きくしたカード。

### 行政情報総合検索システム

行政全体の電子化を進め、市民がインターネットを通じて、知りたい行政情報を簡単に検索できるシステムを目指します。

### 電子投票システム

選挙の際の投票手続きの電子化により、投票方法の簡便化を図るとともに、開票事務の迅速化を図り、民意を正確・迅速に反映できるシステムを目指します。



### (3) 防災・環境情報の充実

#### 災害情報の充実

インターネットやFMコミュニティ放送、携帯電話等を使って、地震や火災等の災害対策に関する情報を提供します。また、災害発生時には、関係団体と連携を図りながら、被害状況や避難所情報、生存者情報、救援物資情報等、必要な情報を迅速・的確に提供するとともに、市民と市民、市民と行政がインターネットを介して双方向に情報交換できるシステムを目指します。

#### 画像伝送システムの構築

画像伝送の可能な携帯端末を導入などで、災害状況の迅速な把握と災害情報の発信への活用を目指します。

#### 環境情報の充実

地球環境や地域の生活・自然環境を保全していくためには、資源の節減や廃棄物の排出抑制、ごみの減量化とリサイクル等、市民の身近なところからの取り組みが大切です。これらの活動を支援するための情報提供の充実を図ります。

#### 安全・安心情報フォーラム

市内における防犯情報や交通上の危険な場所等の情報について、市民からの情報や警察の支援等により、即時に情報を掲載し、発信できる電子フォーラム( )の構築を目指します。

( )フォーラム(forum)：パソコン通信サービス中の特定の情報交換の場を表現したもの。古代ローマ市の中心にあった集会用の広場の名称が由来であり、一つの問題に対して、出席者全員が参加して行う、その討論方式から、そのように呼ばれる。





## 2 「子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり」のために

市民が健やかな生活を営むため、市民の健康づくりと市民福祉の向上、子どもを安心して生み育てる環境の整備、そして人々が尊重し合う地域社会の実現に向け情報化を積極的に活用していきます。

### (1) 保健・医療・福祉情報の充実

#### 保健・医療・福祉情報の提供

市民の健康の増進や保健福祉サービスの充実を図るため、インターネットを利用して、保健・医療・福祉に関する情報提供の充実を目指します。

#### 相談窓口の開設

ホームページ上で、保健・医療・福祉に関して市民が相談できるシステムの構築を目指します。

#### 地域介護支援ネットワークシステム

地域の介護支援に関する情報をデータベース化し、施設の紹介や福祉用具説明サービスなどの介護に関する様々な情報提供の充実を目指します。また、将来的には、施設の予約や福祉用具の申込みへの対応も図ります。

#### 高齢者の社会参加の促進

高齢者の知識や経験をまちづくりに活かしていくため、高齢者の社会参加の促進やボランティア活動の支援などの情報を広く発信していきます。

### (2) 子育てへの支援

#### 子育て支援システムの構築

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、地域連携意識の希薄化などにより、家族や地域における養育力が低下しつつあり、子育てに対する不安や負担感が増大してきています。こうした子育てに対する悩みについて、その答えとなる情報をインターネット等を通じて提供したり相談したりできるシステムの構築を目指します。

インターネットを活用することで、外出することが困難な小さな子供のいる家庭でも、自宅に居ながらにして各種情報を入手できるようになります。加えて、市民の利便性を向上させるために、各公共施設に設置された公共情報端末からも子育て情報を入手できるようにしていきます。

### 子育て支援ネットワークの構築

市総合健康福祉センター内にある「子育て支援センター」を中心に子育てに関わる各種機関をネットワークで結び、連携の強化と役割分担、問題意識や目標の共有化を目指します。

## (3) 市民活動の支援

### 活動を支援する情報提供と相談窓口の開設

地域における課題を市民ぐるみで解決していくためには、市民の自発的な活動がきわめて重要な役割を担っています。また、市民ニーズが多様化する中で、行政手法だけでは達成できない多様な公益ニーズが発生してきています。そのため、活動の自主性・自律性を尊重しながら、各種市民団体の育成と活動支援を積極的に進めなければなりません。

様々な市民活動に役立つ情報提供を充実させるとともに、ホームページ上に相談窓口を開設し、市民活動の支援を目指します。

### 3 「伝統文化の継承と豊かなこころを育む創造のまちづくり」のために

本市には、様々な伝統文化が数多く残っていますが、後継者が減少し、後世への継承が困難なものもあることから、これらを後世に残していくため、また、広く情報として発信していくため、ITを活用していきます。

また、ライフスタイルの多様化と自由時間が増大する中で、市民がそれぞれのライフステージに応じて生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習・生涯スポーツの情報提供等で支援していきます。

一方、すべての市民が生活の中で情報化の恩恵を受けられるようになるには、市民の情報リテラシーの向上が必要です。そのため、地域の身近な場所で受けられる学習機会の提供を図ります。また、次世代を担う子ども達のために学校における情報教育環境の改善を進めます。

#### (1) 伝統文化のデジタル化

本市の文化・歴史・芸術・自然などについて、行政と市民がともに情報を提供しあい、それらをデジタルデータとして取り込みデータベースとして保存することで、ネットワークによる検索と情報の活用(閲覧)が容易にできるシステムの構築を推進します。情報の収集にあたっては、郷土史の研究者や高齢者からも、積極的に参加してもらうよう考慮します。

#### (2) 生涯学習・生涯スポーツ情報の充実

##### 生涯学習・生涯スポーツ情報の提供

市生涯学習センターを中心に、その他の生涯学習施設等とのネットワーク化を図りながら、学習機会、学習グループ、人材、施設、各種スポーツ・レクリエーション等の情報をデータベース化した生涯学習情報システムの構築を目指すとともに、積極的に情報の提供を行うことにより市民の幅広い生涯学習や生涯スポーツ活動を支援していきます。

##### 公共施設・行事・教室等の案内予約システム

集会施設や体育館、グラウンド、テニスコートなどのスポーツ施設、教室などの空き状況の確認や予約を、自宅のパソコンや公共端末、携帯電話などを使って、いつでも、どこでもできるシステムの構築を目指します。

### (3) 情報教育の充実

#### 地域に根ざした IT 講習の実施

市民の情報リテラシーの向上のため、地域住民、教職員、市職員、ボランティア等の協力により、学校等の既存施設や空き店舗を活用した地域 IT 講習会の実施を目指します。

#### 学校教育における新しい教育環境の展開

学校教育における学習活動に IT を活用する基盤として、ブロードバンド・アクセス・ネットワークに対応した学校間のネットワークと校内 LAN 等の情報通信環境の整備を積極的に進めていきます。また、IT を活かした教育用コンテンツ( )の充実や教材の共有化を進め、双方向・遠隔教育といった新しい教育環境の展開を図ります。さらに、ネットワークを活かして家庭や地域・関係機関との連携に努め、開かれた学校づくりを目指します。また、児童・生徒の情報リテラシーの向上を推進する中で、プライバシーの保護、情報化の進展によって生じる様々な弊害についても理解を深める教育を進めます。

( )コンテンツ(contents):「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。具体的には、CD-ROM やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内容を指す場合が多い。



## 4 「豊かな市民生活を実現する産業振興によるまちづくり」のために

本市の基幹産業のひとつである農業では、農産物の貿易自由化や米の消費縮小、消費者の安全・安心・新鮮な食料に対するニーズなど、情勢は大きく変化しています。また、中心商店街においても、集客力の低下が見られるなど、本市の産業・経済は総じて停滞状況にあります。

そのような状況の打開策のひとつとしてITを積極的に活用し、産業情報の発信、産業活動の新展開、生産物の付加価値の向上を進め、地域産業・経済の活性化を図っていきます。

### (1) ITを活用できる人材の育成

#### 教育機関等との連携による研修会の開催

ITの進展は、商取引や流通、決済等の経済活動のあり方を大きく変えようとしています。この流れは本市においても例外ではなく、企業内でのIT活用に対応できる人材の育成が急務となっています。農業においても、生産・経営へのITの活用が必要となってきており、同様にIT活用に対応できる人材の育成が急がれます。このため、商工会議所や農協等の関係機関と連携しながら、ITを利用した経営革新のための研修会等を開催し、ITを効果的に活用できる人材の育成を図ります。

### (2) ITを活用した産業振興・産業創出の支援

#### 技術情報等の収集と提供

新発田の地域特性を活かした高品質農林水産物や新商品の開発、新規事業の展開、ベンチャー企業の育成を支援するため、大学、研究機関とのネットワークで結ばれた情報通信中核施設を整備し、最新研究情報の収集と生産者への情報の提供を図ります。

#### 異業種間の交流支援

農業、商業、工業、観光業等の各事業者は、業種に応じた独自の技術やノウハウを保有しています。これらの相互の技術・知識資産を共有することで、異業種の技術・知識を活用した、新たな事業の方向性を打ち出せる可能性が広がります。そこでインターネットを活用した交流の場を設けることで、地域産業全体の交流の活性化と技術・知識資産の共有化を図ります。

#### 地域産業情報の受発信

地域の産業情報を取りまとめ、総合的に内外に発信できるポータルサイト( )の構築を進めます。さらに、インターネットを介して消費者からの声を聞けるようにすることで、消費者ニーズの把握等、マーケティングと販路の拡大に活用していきます。

中心市街地では活性化に向けた新たな都市の魅力として、多様な機能を持つ交流拠点の形成や、コミュニティ広場・緑地など、市民、観光客、来街者が憩い集える場の創出が求められています。こうした中心市街地における新たな魅力の発信、市民、観光客、来街者の交流の仕掛けとしてもITを活用していきます。

また、本市には優れた観光資源が数多くあることから、これらの観光資源をデータベース化し発信することにより、本市の魅力を広くPRできます。また、まちの魅力を市民や来訪者からも提供してもらうことにより、新たな魅力の発見、市全体の活性化にも結びつくと考えます。

( )ポータルサイト(portal site) :ポータル(portal)とは、玄関、入り口などの意。そのホームページが、各種のサービスなど、インターネット自体への入り口になっている場合を言う。

### 消費者情報の充実

インターネットを介した通販販売の際のクレジットカード情報漏洩の危惧や、食品安全性に伴うトレーサビリティ( )の表示など、消費行動に対する安心・安全への関心が高まっています。このため、消費生活センター等の関係機関や消費者団体と連携し、様々な消費者問題に関してネットワークを活かした情報提供や市民相談の機能の充実・強化を図ります。

( )トレーサビリティ(traceability) :追跡可能性の意味。食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みをいう。

---

## 第3章 地域情報化の進め方

---

### 1 各主体の役割に応じた積極的な取り組みへの支援

本市が目指す地域情報化の目標を実現するための各種情報化施策の推進については、市が行政施策として展開するだけでは不十分です。市民、家庭、地域の自治組織やコミュニティ、市民団体、NPO、企業、商工団体、学校等の関連団体が、情報サービスの利用者として、また交流の場の参加者として参加するとともに、自らが地域情報化を推し進める主体として、それぞれの役割に応じた積極的な取り組みを展開していく必要があります。

特に、課題である IT の普及と活用の促進、情報リテラシーの向上や各種の支援活動等については、市民や地域ボランティア、NPO、学校、学生等の参加が不可欠であり、これらの活動を積極的に支援していきます。

### 2 関連主体の連携による総合的な推進体制の整備

各主体が役割分担に応じて積極的な取り組みを展開するには、新発田市全体としての地域情報化の推進状況を見ながら、各主体の活動を調整・促進する推進体制の整備が必要です。

地域社会を構成する各主体の代表と行政とで地域情報化推進組織をつくり、各主体のニーズを十分に反映した地域情報化施策を展開するとともに、それぞれが持つ特色を十分に活用した取り組みを調整していきます。

### 3 国、県等の補助事業の活用

ITの活用による地域情報化の推進については、国や県も積極的に取り組んでおり、様々な補助事業が展開されています。本計画と合致し、地域情報化の展開を加速することが期待できる事業については、積極的な補助事業の活用を検討していきます。





---

---

## 第4編 新発田市の行政情報化

---

---

## 第1章 現状と課題

### 1 本市の取り組み

#### (1) 基幹業務のホストコンピュータによる電算化

本市の電算化は、県内20市の中でも比較的早く取り組み、昭和45年度の住所・世帯主台帳処理を皮切りに電算処理を開始しました。その後は各種税の賦課業務など、いわゆる『大量定型業務』をホストコンピュータ(1)での集中処理する電算化を拡大してきました。

その後、昭和61年度には、より一層の市民サービス向上を目的として、住民記録等のオンライン処理(2)を開始し、各種証明書発行等窓口サービスの充実を図りました。

平成4年度からは、事務事業の改善を目指して、財務会計システムを稼働させ、膨大な集計作業を要した予算の執行から決算統計までの電算処理を開始し、現在に至っています。

(1)ホストコンピュータ(host computer)

一般的には、複数のコンピュータや端末を含むシステムの中心となっている汎用大型コンピュータを指す。ホストコンピュータに接続して利用する端末は処理の結果を表示するものである。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

(2)オンライン処理(on-line processing)

データの発生する場所にある端末装置から通信回線を経由してホストコンピュータにデータを直接入力して処理すること。

#### (2) 各課個別業務のシステム化

基幹業務以外の各課個別業務について、事務量の増大に対する作業負担の軽減を目的として、順次パソコン等による業務システムを導入し、事務の効率化を図ってきました。個別業務のシステム構築は、パソコンの高性能化・低価格化により、ほぼ全部署に及んでいます。システムの形態としては、ホストコンピュータのデータを利用するものからパソコンベースのシステムまで、その業務により様々な形態が取られています。

#### (3) 外部発信系システムの構築

行政内部事務の効率化に止まらず、情報化による利便性の高い行政サービスの提供を求める市民ニーズに対応するため、平成8年度に他の地方公共団体に先駆けてインターネット・ホームページを開設しました。

さらに平成11年度には、郵政省の補助事業である「地域インターネット導入促進事業」の採択を受け、住民から市への意見要望等を迅速かつ効率的に集約できる市民参加型双方向ホームページの構築・提供を始めました。それに合わせて、市庁舎内に光ファイバケーブルを敷

設するとともに、各課に情報提供用の端末を設置、職員が容易に情報の登録や編集を行えるシステムを構築しました。また、市生涯学習センターと市立図書館の2施設は光ファイバケーブルで、市総合健康福祉センターは一般回線で結ばれた、市民向けの公共情報端末を設置するなど、地域の情報化の推進を図ってきました。

#### (4) 庁内 LAN の構築

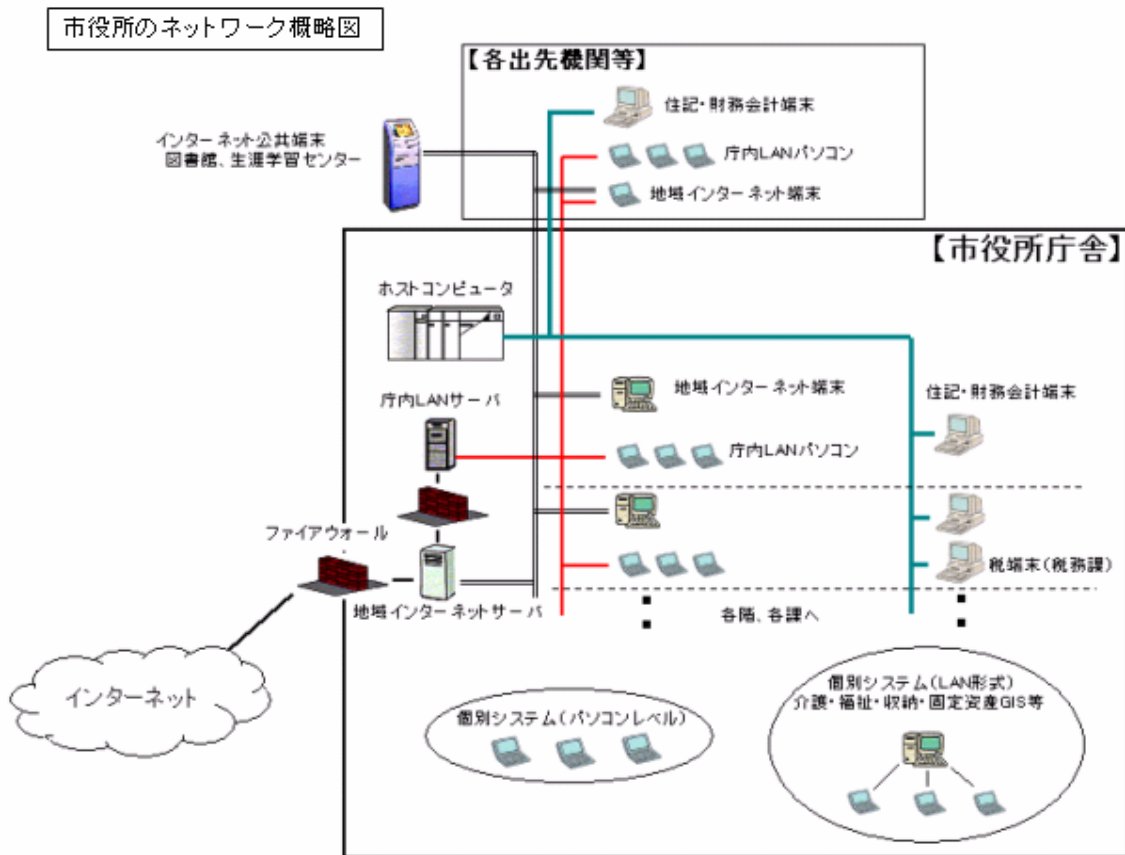
平成13年度から市役所内の新たなネットワーク基盤として庁内LAN( 1)の整備を始めました。市庁舎全体、市の出先機関そして市水道局を網羅するネットワークです。現在は、グループウェア( 2)による職員間の情報のやり取りと、インターネットに接続して情報検索に利用しています。庁内LANの基幹ケーブルには光ファイバケーブルを採用しています。

( 1) 庁内 LAN

市役所内の LAN(Local Area Network の略)。各部署の職員に配備した庁内 LAN 用のパソコンをネットワークで接続したもの。

( 2) グループウェア(Groupware)

電子メール、スケジュール管理などの機能を持ち、ネットワークによるグループの作業を効率的に行なうためのソフトウェア。



## 2 行政情報化の課題

### (1) 基幹業務システムの課題

本市においては、大量定型業務へのニーズに対応するため、基幹業務の電算化が比較的早い時期に行われましたが、その後も情報技術・利用手法が旧世代システムのままの状態です。ホストコンピュータによる集中処理方式の拡大を進めていきました。その結果、ホストコンピュータの中で複数のプログラムが目的ごとに単独に作成され、メンテナンス性が悪い上、データ加工も困難なため、多様な市民ニーズに柔軟に対応できなくなってきました。

### (2) 各課個別システムの課題

各課個別のシステムは、基幹業務システムが担当する大量・定型業務とは別に、各課が抱える少量・非定型業務の効率化を目指して開発されたもので、その多くは増大した事務作業負担の軽減に重点が置かれたものです。しかし、個人の事務作業の時間軽減が図られたとしても、情報が共有化されていないため、情報の二重管理が発生したり、情報交換の際の整合性の確保が困難であったりなど、行政事務全体として見れば十分な効率化が実現しているとはいえません。

情報の管理も不統一に個別に行われており、情報の漏洩やセキュリティ管理、コンピュータウイルスからの防御等に対しても十分な対応が取りづらい体制にあります。

また、個別システムごとにネットワークが構築されており、市役所全体としてネットワーク構築が進んだ場合、ネットワークと端末(パソコン)の重複投資を招くことが考えられます。

### (3) 外部発信系システムの課題

行政情報の外部発信のシステムとして地域インターネットを整備し、それに合わせて市のホームページを市民参加型の双方向ホームページとして再構築しました。しかし、地域インターネット端末を操作できる職員が少ないため、市民が知りたい行政情報をタイムリーに発信ができる体制が十分ではありませんでした。

また、電子化に対応した事務の構築が遅れているため、申請書式のダウンロードや施設の空き状況の確認などホームページを介して提供できるサービスも展開できない状況にあります。

### (4) 庁内 LAN の課題

グループウェアが稼働し始め、職員間で情報が共有化されつつありますが、庁内 LAN パソコンが必要な職員にまだ行き渡っておらず、完全な稼働状況ではありません。

また、今後の行政情報化の中心的なネットワーク基盤であるため、各システムとの整合性を取っていくことが大きな課題となります。

## 第2章 基本方向と情報化施策

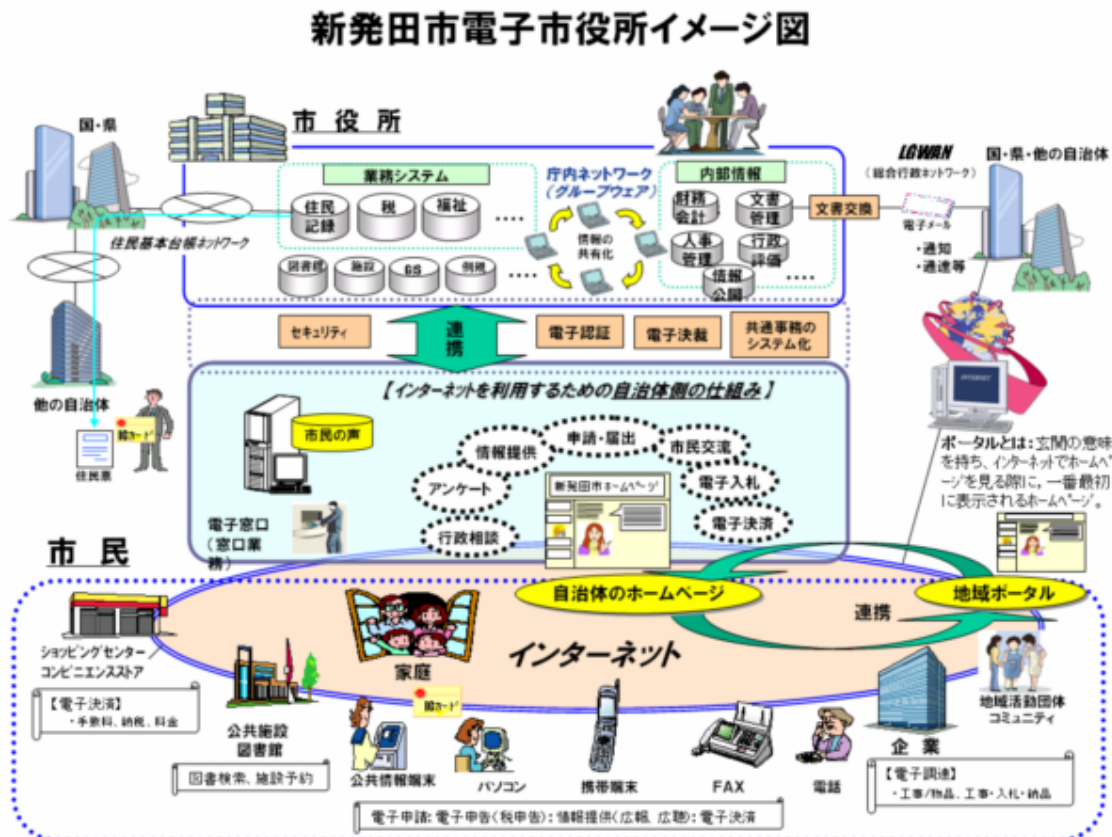
### 1 情報化による「市民満足経営・安定経営」～電子市役所の実現～

本格的な地方分権時代を迎え、市民の利便性の向上や多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、より高度化、効率化した行財政運営の確立が求められています。

本市は、このような社会経済情勢の変化に対応した新しい行政経営スタイルを『行政の新しい波』と表現し、「市民満足経営」(市民の満足を重視した事業の推進システム)と「安定経営」(将来への負担を残さない安定経営を実現する行財政システム)の構築をめざした行政改革を推進しています。(新発田市行政改革大綱:平成12年11月策定)

また、市民と行政のパートナーシップを構築し、『共創』によるまちづくりを実現するため、本市が保有する情報について、積極的にタイムリーな提供を行い、市民との情報の共有化を推進することが必要です。

そのため、出先機関等を含めた行政内部のネットワークの構築、インターネット利用環境の整備、情報処理システムの相互連携、行政情報の電子化及びデータベース化の推進、国、県等と連携した広域ネットワークの構築等、ネットワークを活用した行政サービスの展開を図り、『市民満足経営・安定経営～電子市役所の実現』を目指します。



## 2 市民満足経営のために

市民の満足を重視し、多様化するニーズへの対応と利便性の向上を図るため、個人情報の保護や情報格差の解消、市民負担の軽減などを配慮しながら、ITを活用した行政サービス提供の仕組みの構築を図ります。また、様々な行政情報の提供と市民からの意見収集を行い、まちづくりへの市民参加の促進を図ります。

### (1) 情報提供の拡充

#### ホームページによる広範囲な情報の提供

市民が求める行政情報をわかりやすく提供するためインターネット・ホームページを活用し、タイムリーに情報提供を行うとともに、市と市民の情報の共有化を促進するため、提供内容の充実を図ります。

#### 1課1ホームページの実現

ホームページの質・量の充実を図るために、1課1ホームページを実現します。情報発信の基本ルールを定めるとともに、各課が簡単にホームページを作れるようにホームページ制作マニュアルを整備します。併せて、全課がホームページを運営できる体制を整備します。

#### 行政情報総合検索システムの構築

1課1ホームページで提供される情報を、市民が知りたい情報の分野ごとにまとめ、わかりやすく示したインデックスページ( )を充実させるとともに、キーワード検索システムの強化によって、必要とする情報を、より簡単かつ迅速に探し出せる行政情報総合検索システムの構築を進めます。

( )インデックスページ:ホームページ内の情報の索引・見出しページ。

#### 市ホームページのポータルサイト化

各課が発信する情報と行政サービスの入り口である行政ポータルサイトとしての機能の充実を図ります。また、他の行政機関や地域活動団体等と連携した地域ポータルサイトとしての機能の充実も図ります。

### (2) 市政への市民参加の促進

#### ホームページ等を利用した市政への意見募集

インターネットの持つ双方向性と迅速性を活用し、市民からの意見、要望、相談、問い合わせの受付や回答にホームページや電子メール等を積極的に利用します。

### (3) 行政サービスを受けるための市民の利便性の向上

#### 申請・届出手続きの電子化

ホームページ上での各種申請・届出書式のダウンロードなど、市民が市に対して行う各種の申請・届出手続き及び結果の交付などを窓口に出向くことなく、いつでもどこでもインターネットを活用してオンラインで行えるシステムを構築します。併せて、申請者が本人であるかどうかを確認するための公的な個人の電子認証基盤の整備も行います。

#### 調達手続きの電子化

民間における電子商取引の普及状況を踏まえ、市が行う入札や物品購入などの調達手続きの電子化を推進します。

#### 各種納付手続きにおけるITの活用

申請・届出手続きに必要な手数料や市民税等の納付方法について、民間の動向、関連制度の整備、そして技術開発の状況を見守りながら、電子化を進めます。

#### 窓口の一元化(総合窓口)の推進

行政事務の電子化と申請書等書式の標準化を進め、各種証明発行等の窓口業務の一元化を進めます。また、身近な施設でも同様のサービスが受けられるようにします。

さらに住民基本台帳カード(ICカード)を活用した申請手続きの電子化や、離れた場所からでも担当者と会話ができるネットテレビの研究を進めます。

#### 公共情報端末の設置

ネットワーク利用の恩恵を広く市民が享受できるよう、市の出先機関や各施設に情報機器使用に慣れない方のため、情報バリアフリーに留意しながら公共情報端末を整備します。また、将来的には申請・届出手続きや証明書の受け取りなどの電子化に対応したキオスク端末の設置も検討していきます。

#### 電子投票システム

選挙の際の投・開票事務を電子化し、投票方法の簡便化を図るとともに、開票事務の迅速化、疑問票・無効票を減少させることにより、民意を正確・迅速に反映できるシステムを構築します。

### 3 安定経営のために

書類による事務処理からITの積極的活用による電子化された事務処理に転換することにより、事務処理全般の簡素化、迅速化を実現し、組織内における円滑な意思疎通と情報の相互利用を図ることで行政運営の効率化を促進し、安定した行政経営を目指します。また、情報システムの信頼性を維持する管理運営体制の整備を図ります。

#### (1) 市役所内における情報の共有化

##### グループウェアの活用

グループウェアを活用した共同作業環境の構築を進めます。電子メール・電子掲示板による職員間の情報交換、文書等のデータ交換を進めることによって、市役所内における情報の共有化を実現し、部局の横断的な連携を強化しながら計画策定・意思決定等の業務に活用していきます。

##### データベースの構築

複数の部署で利用可能な情報のデータベース化を図ります。データベースの構築は、特定の部署で集積・利用しているデータを他部署へも開放することになり、職員相互間の意思疎通が促進されるとともに職員の能力を活性化させ迅速で的確な意思決定が期待できます。また、市民への積極的情報提供を実現することにも留意し、共有と提供を目的としたデータベース構築を推進します。

##### 文書管理の電子化と電子決裁システムの導入

情報の共有化と意思決定の迅速化及び的確な情報公開への対応を図るとともに、ペーパーレス化による経費節減を図るため、文書の起案から、決裁、供覧、保存、廃棄に至るまで一貫して管理する文書管理システムと電子決裁システムの構築を図ります。

#### (2) 事務処理のシステム化

##### 共通業務のシステム化

職員の時間外労働の集計や休暇管理などの市役所全体としての共通業務は、事務処理手順の見直しを行い、事務の簡素化・効率化を図ります。また、紙による事務処理から電子化された事務処理への転換を図ります。



## 行政内部システムの再構築と職員認証基盤の整備

住民記録等の住民サービス系システムや財務会計システムといったホストコンピュータによる基幹業務システム、そして各課が所管する個別の業務システムについて、事務処理手順や制度の見直しを行いながらシステムの再構築・ネットワーク化を推進し、行政運営の効率化を図ります。またネットワーク化にあたっては、システム毎に利用できる職員を認証する基盤を整備し、高レベルのセキュリティ体制を構築していきます。

### (3) 行政評価システムの定着

行政活動を評価し、評価結果を企画と実施に反映させるという循環(システム)である行政評価システムの定着化を進めます。そして、総合的な政策形成・予算編成・財政構造改革・組織と定員管理・人事と能力開発などに反映させていきます。また、評価結果を市ホームページ等で公表することにより、透明性の高い行政運営を推進します。

### (4) 国や県、他の地方公共団体等の連携

国や都道府県及び他の市町村との情報交換の効率化や情報の共有による事務処理の効率化を図り、かつ市民の生活圏の多様化に対応した広域行政サービスの実現のため、国が進める住民基本台帳ネットワーク、地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークとの接続等について、その動向に留意しながら、適切に対応していきます。また接続にあたっては、ネットワークの安全性、信頼性及び保守性を考慮しながら行います。

#### 住民基本台帳ネットワークの接続と住民基本台帳カードの導入

全国どこの市町村からでも住民票の写しの入手ができ、転入・転出の手続を1箇所で済ませることができる住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。また、住民基本台帳ネットワークシステムの稼動に伴い交付される住民基本台帳カード(ICカード)を活用し、さまざまな公共サービスを便利に利用できるようにします。

#### 総合行政ネットワークの接続

総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network(略称:LGWAN)国・県及び地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワーク)と庁内LANを接続し、国・県及び地方公共団体との情報交換、法令、条例、基礎的統計等外部データベースの活用や情報の共有化を図ります。さらに、総合行政ネットワークを通じて行われる電子文書のやり取り、市民からの電子申請等の受け付けへの対応を進めます。

---

## 第3章 行政情報化の進め方

---

### 1 情報基盤の整備

情報の共有化の推進、市民への情報提供の拡大、情報化に関する国の指針及び国・県・他の地方公共団体との情報交換などを勘案すると、情報基盤の整備が一層重要となります。

#### (1) 行政内部システムの見直し

基幹業務や各課個別システムといった行政内部システムの見直しにあたっては、運用管理体制や構築費用等を検討のうえ、パソコンの処理能力の向上や情報処理技術の進展を踏まえ、事務処理の形態や規模など業務の特性に応じて柔軟な運用のできる分散処理方式(情報発生源である各課にコンピュータを置き処理を行う方式)の導入を図ります。また、業務によってはホストコンピュータでデータ管理と大量処理を行い各課に置いたコンピュータでデータの編集をするという集中処理方式と分散処理方式を結合させた方式も検討していきます。

分散処理やシステムの結合を進めるため、データの共有化を絶えず念頭に置いたシステムづくりを行っていきます。

また、比較的安価に構築できるインターネット技術を利用した業務処理システムを積極的に取り入れていきます。

#### (2) ネットワークの相互接続

基幹業務システム系ネットワークと各課個別システムネットワーク、外部発信系(インターネット)、庁内LAN系ネットワークは、ネットワーク整備やパソコンの二重投資を防ぎながら、データの共有化による有効利用を可能とするために、相互に接続していくこととします。しかしネットワークの接続には、その安全性、信頼性及び保守性を考慮しながら行うこととします。

#### (3) パソコンの整備

パソコンはLANやインターネットと接続して活用することで、今までの業務支援ツールから、情報共有化のための円滑なコミュニケーションや迅速な情報収集を行うためのツールとして大きくその役割を変貌させることとなります。ネットワークに接続されたパソコンは、行政情報化の最も基礎的な基盤であり、情報化施策を展開していく上で必要不可欠なツールといえます。

そのため、パソコンを必要とする職員1人に1台の割合で配備し、行政情報化のための環境整備を整えていきます。

## 2 人材の育成

情報基盤整備に加えて重要なのが、パソコンやインターネットを活用する人材の育成です。

パソコンの配備および市役所全体のネットワークの構築により、従来のホストコンピュータによる集中的な基幹業務システムの運用とは異なり、各業務担当課が主体となりパソコン等による業務処理を行うこととなります。

このような作業環境の変化を考えると、今後は、管理職を含め職員一人ひとりがパソコンを扱えるようになる必要があります。従来は、パソコンに習熟した職員に依頼しがちであった作業を、自らがパソコンを操作し、対応できるようにしなければなりません。

また、各課がタイムリーに情報発信を行うためには、地域インターネット端末等を操作できる職員の育成と、各職員が情報化の主体となって積極的に情報発信をしていくという意識や、地域の情報化も推進していくという意識をもつ必要があります。

そのため、職員の情報化に対する意識改革、情報リテラシーの向上に重点を絞った情報化研修を、全職員を対象として実施します。

職員研修担当課と情報処理主管課が連携を取りながら、パソコンの基本操作はもとより、グループウェアや地域インターネット端末の操作等の研修をパソコンの整備やシステムの整備に合わせて計画的に行っていきます。

## 3 行政情報化推進体制の整備

情報化基本計画を総合的・効果的に推進するにあたって、調整・実行・利用それぞれの観点から見た市役所内の情報化推進体制の確立、及び、アウトソーシング( )等の効果的な活用を進めます。

( )アウトソーシング(outsourcing) :外部資源を活用する形態のこと。たとえば、ある会社の情報システムの構築や運用を社外の専門業者に委託することをいう。

### (1) 情報化推進組織

情報化施策に一貫した方向性を持たせ効率的に情報化を進めるために、部局の枠を超えた横断的な推進組織をつくります。

また、地域情報化と行政情報化を一体的に推進するため、市民で組織する地域情報化推進組織との連携を図っていきます。

更に、市全体としての情報化施策や事業内容が本計画の情報化の方向性と合致しているかについても評価を行っていきます。

## (2) 情報システムの運用管理体制

情報処理主管課を中心としながら、各課の情報化を推進する担当者として新行政推進リーダーを活用し、市役所全体としての情報システムの運用管理体制をつくります。

### 情報処理主管課

情報の共有化、システムの分散処理化・ネットワーク化といった新しい流れの中で、情報処理主管課は、大量定型処理を行う基幹業務システムの開発および運用管理などの業務から、市役所全体の情報システムの整備計画・立案、全体調整といった情報化推進の牽引組織としての役割を担うことになっていくと考えられます。

また、業務担当課主導によるパソコンを端末機としたシステムの整備が恒常化することが予測されることから、各業務担当課を主体とするシステム開発に対する相談、指導を情報処理主管課は主導的に行う必要があります。

### 新行政推進リーダーの役割

#### ア 各部署でのパソコンの活用指導

新行政推進リーダーは、各自が所属する部署でのパソコン等の事務処理への活用方法等の指導にあたります。新行政推進リーダーが中心となり、パソコン処理による事務処理の効率化を図ることとなります。

#### イ 情報化施策の企画・推進

今後計画されている様々な情報化施策は、基幹業務システムの分散化とデータの共有化にともない、その業務担当課が主体となり推進することとなります。

新行政推進リーダーは、このような業務担当課が主体となる情報化施策の企画・推進を中心となって行っていきます。

#### ウ 新行政推進リーダーの研修

新行政推進リーダーに対しては、単なるパソコン研修ではなく、情報化施策の企画能力向上や情報リテラシーの習得などに重点を置き、計画的な内部研修を実施します。

## (3) アウトソーシングの活用

日進月歩で進展するITへの対応と、今後の企画立案部署としての情報処理主管課の役割の増加を考慮し、現在の基幹業務系システムの開発と運用管理について出来る限りアウトソーシングしていくことを図ります。さらに、今後の情報化施策の展開は業務担当課が主体となることが考えられ、そのためのシステムの開発・管理も業務担当課が中心となることが予想されます。しかし、システムの開発・管理には専門的知識と技能が必要とされるため、個別にア

アウトソーシングしていくことも図らなければなりません。

ただし、個人情報を取り扱うシステムについては、個人情報保護の観点から、アウトソーシングすることが適当か十分な検討が必要です。

アウトソーシングには、企画・設計・開発からシステム運用まで外部委託するものや、インターネット関連の運用を外部委託するインターネット・データ・センター( 1)、そしてインターネット等のネットワークを介して業務アプリケーション( 2)等の提供を受けるアプリケーション・サービス・プロバイダー( 3)等、様々な形態があります。外部委託するにあたっては、業務内容、費用の比較、行政サービスの維持・向上等を考慮に入れながら検討する必要があります。

また、アウトソーシングを進めるにあたっては、システムの機能や処理内容への理解が薄れないよう、システムの構想・設計書や利用者マニュアルなどの書類の整備に重点を置かなければなりません。更に、委託先との連絡・協議を密接にすること、業務担当課の個別システム開発の場合はシステムの企画段階から担当課が参加することなど、システム運用管理に必要な技術的な理解を促進する必要があります。

( 1)インターネット・データ・センター(IDC:Internet Data Center)

顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続(コネクティビティ)と、サーバの運用、監視環境(ファシリティ)を提供するサービス、またはその施設。

( 2)業務アプリケーション

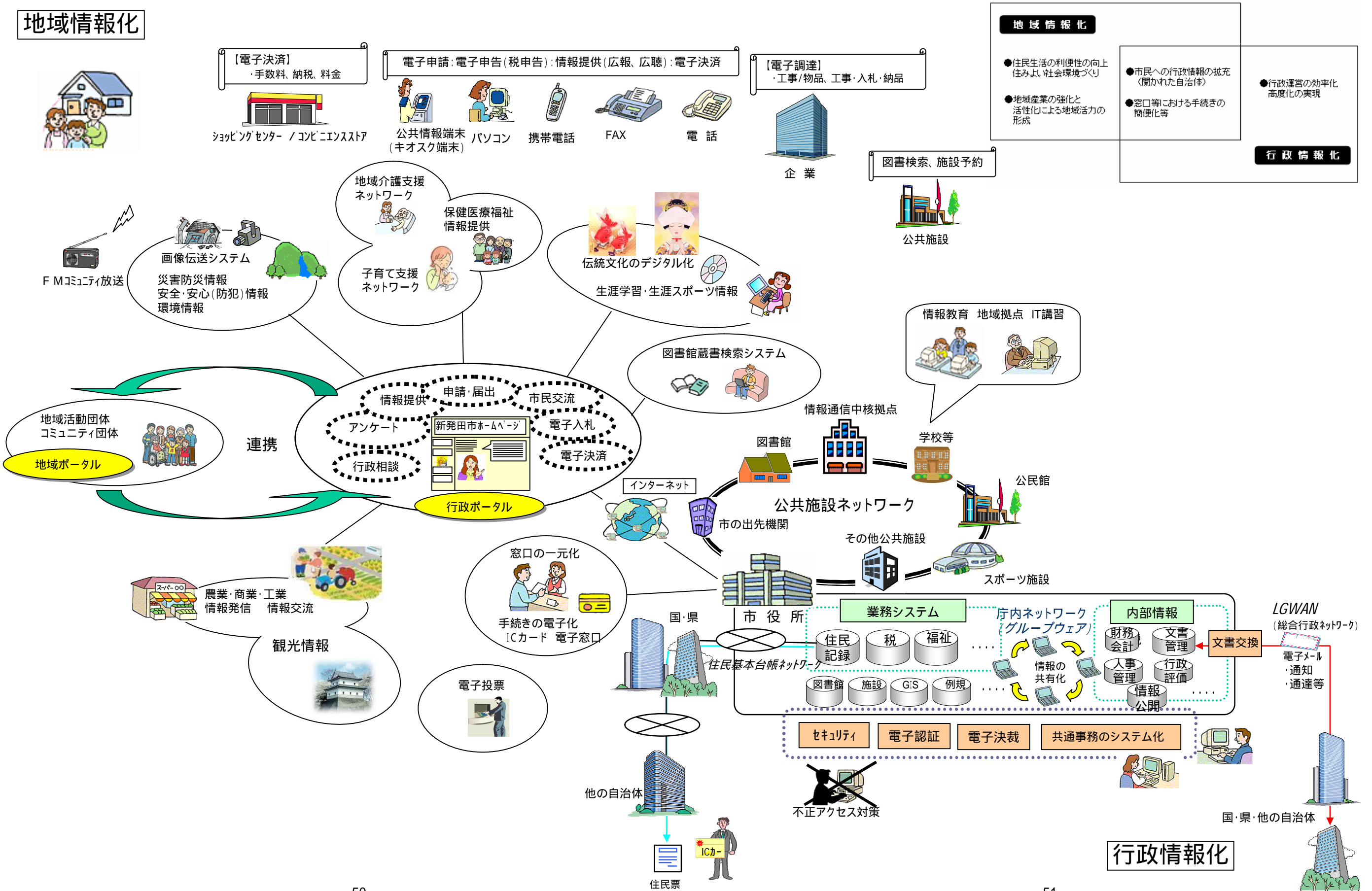
ワープロソフトや表計算ソフト、データベースソフトなど、特定の仕事をこなすためのソフトウェアをアプリケーションといい、この場合、業務を処理するためのソフトウェアを指す。

( 3)アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP:Application Service Provider)

「サーバファーム」と呼ばれるデータセンターで様々なアプリケーションを一括稼働し、契約ユーザーに対しネットワーク経由でその機能を配信する事業者のこと。また、その事業の仕組み自体を指す場合もある。契約ユーザーのサーバ自体をデータセンターへ預け、そのアプリケーションやデータを利用する「ハウジング」、サーバを所有せずにデータセンターのものを利用する「ホスティング」などのサービスがある。

# 新発田市の情報化イメージ

## 地域情報化



## 《参考資料》

## 1 経 過

市役所各部署に対して行った情報化施策調査と市民意識アンケートを基に計画素案を作成し、庁内職員で構成する庁内策定会議(ワーキンググループ)と、産・学・官と一般公募した市民で構成する新発田市情報化基本計画策定委員会で素案の内容を検討し修正を加え、策定に至ったものです。

平成 13 年 4 月	情報化施策調査を全庁に実施	各課から情報化施策を調査し、本市の行政情報化の将来像を検討
平成 14 年 1 月	情報化に対する市民意識アンケートの実施	市民ニーズや意向を反映するためアンケート調査を実施 ・15歳から17歳の市内在住の高校生150人 ・18歳以上の市民3,310人 ・回答率 51%(1,763人)
平成 14 年 6 月 14 日	庁内策定会議で計画策定に着手	庁内職員で構成する情報化基本計画庁内策定会議により策定着手
平成 14 年 7 月 10 日	市民委員の募集	新発田市情報化基本計画策定委員会委員の依頼及び公募
平成 14 年 7 月 18 日	庁内策定会議	基本計画素案の構成の検討
平成 14 年 8 月 9 日	第1回新発田市情報化基本計画策定委員会	委員委嘱、委員長の選出、基本計画素案第1・2編について意見交換
平成 14 年 8 月 22 日	庁内策定会議	基本計画素案第1・2編修正の検討
平成 14 年 9 月 3 日	第2回新発田市情報化基本計画策定委員会	基本計画素案修正の確認、第3編について意見交換
平成 14 年 9 月 30 日	庁内策定会議	基本計画素案第3編修正の検討
平成 14 年 10 月 8 日	第3回新発田市情報化基本計画策定委員会	基本計画素案修正の確認、第4編について意見交換
平成 14 年 10 月 28 日	庁内策定会議	基本計画素案第4編修正の検討
平成 14 年 11 月 5 日	第4回新発田市情報化基本計画策定委員会	基本計画素案修正の確認、全体について意見交換
平成 15 年 1 月	部長会議	情報化基本計画の検討
平成 15 年 2 月	庁議	情報化基本計画の決定
平成 15 年 3 月	公表	

## 2 新発田市情報化基本計画策定委員名簿

委員長	山田 正史	新潟職業能力短期大学校 情報技術科 助教授
委員	茂呂 良彦	新潟県教育庁下越教育事務所 指導主事・情報教育主事
〃	玉木千太郎	東日本電信電話株式会社新潟支店 法人営業部 担当部長
〃	本間 誠治	株式会社新発田ネットワークサービス 代表取締役
〃	内田 慶子	株式会社 三糧 常務取締役
〃	桑原 明	株式会社新発田トラベルセンター 代表取締役
〃	小山 和良	二市北蒲原郡総合健康開発センター 事務局長
〃	大倉 眞弓	一般公募
〃	難波 静司	一般公募



## 用語解説

---

### DSL (Digital Subscriber Line)

既存の電話回線(アナログ回線)を利用するが、音声電話に使用しない高い周波数を利用することで、高速のデータ通信を可能にする技術。DSL技術のうち現在もっとも普及している方式にADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)があり、データ伝送の向き(ユーザーから見て発信の「上り」と受信の「下り」)の速度の違いが「非対称(Asymmetric)」になる。

### ICカード(integrated circuit card)

IC(集積回路)を組み込んで情報容量を大きくしたカード。

### IT (Information Technology)

情報通信技術。その応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

### VDT(Visual Display Terminal)

コンピュータに接続される画面表示装置とキーボードによる入力装置。

### アウトソーシング(outsourcing)

外部資源を活用する形態のこと。たとえば、ある会社の情報システムの構築や運用を社外の専門業者に委託することをいう。

### アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP:Application Service Provider)

「サーバファーム」と呼ばれるデータセンターで様々なアプリケーションを一括稼働し、契約ユーザーに対しネットワーク経由でその機能を配信する事業者のこと。また、その事業の仕組み自体を指す場合もある。契約ユーザーのサーバ自体をデータセンターへ預け、そのアプリケーションやデータを利用する「ハウジング」、サーバを所有せずにデータセンターのものを利用する「ホスティング」などのサービスがある。

### インターネット・データ・センター(IDC:Internet Data Center)

顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続(コネクティビティ)と、サーバの運用、監視環境(ファシリティ)を提供するサービス、またはその施設。

### インデックスページ

ホームページ内の情報の索引・見出しページ。

### オンライン処理(on-line processing)

データの発生する場所にある端末装置から通信回線を経由してホストコンピュータにデータを直接入力して処理すること。

### キオスク端末

街角などに設置される情報端末の総称。自治体が設置する場合、公共施設などに置かれ、行政手続きや公共的な案内を行う。キオスク(kiosk)は、公園の売店のような簡易建造物のこと。

### 業務アプリケーション

ワープロソフトや表計算ソフト、データベースソフトなど、特定の仕事をこなすためのソフトウェアをアプリケーションといい、この場合、業務を処理するためのソフトウェアを指す。

### グループウェア(Groupware)

電子メール、スケジュール管理などの機能を持ち、ネットワークによるグループの作業を効率的に行なうためのソフトウェア。

### ケーブルインターネット

ケーブルテレビの回線を利用したインターネット。

### コンテンツ(contents)

「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。具体的には、CD-ROM やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内容を指す場合が多い。

### コンピュータウイルス(computer virus)

正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラム的一种で、システムを破壊してしまう悪質なもので存在する。

### 情報リテラシー

情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

### **セキュリティポリシー (security policy)**

組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針を明文化したもの。

### **ソフトウェア (software)**

コンピュータで利用するために考案・設計されたもの。あるいは、それらをコンピュータで実行する形にしたもの。プログラムとほぼ同義語だが、プログラムは一定の処理手順というニュアンスが強く、ソフトウェアという言い方はコンピュータ本体などのハードウェアと対比させて使うことが多い。知的生産物として著作権で保護されている。

### **ダウンロード (download)**

ネットワークなどで接続されたどこか別の場所にあるコンピュータなどからソフトやデータを取り寄せること。

### **庁内 LAN**

市役所内の LAN (Local Area Network の略)。各部署の職員に配備した庁内 LAN 用のパソコンをネットワークで接続したもの。

### **データベース (data base)**

コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくしたファイルをいう。また、このようなファイルの共用を可能にするシステムをいう。

### **テクノストレス (techno-stress)**

職場に高度な情報機器が普及したことによって引き起こされるさまざまなストレス。

### **トレーサビリティ (traceability)**

追跡可能性の意味。食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みをいう。

### **ハッカー (hacker)**

本来はコンピュータに非常に詳しくて、その操作に通じている人を指す。最近ではネットワークを通じてコンピュータに違法な侵入をしてデータを盗んだりする者を指すことが多い。このような犯罪行為をする者をクラッカーと呼びハッカーと区別することもある。

### **パッケージソフト (package software)**

コンピュータで、特定の業務用にあらかじめ作成され、市販されているソフトウェア。

**ハードウェア (hardware)**

コンピュータの機械部分の総称。コンピュータ本体、周辺機器もこう呼ぶ。

**バリアフリー (barrier free)**

「障壁のない」の意

**フォーラム (forum)**

パソコン通信サービス中の特定の情報交換の場を表現したもの。古代ローマ市の中心にあった集会用の広場の名称が由来であり、一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う、その討論方式から、そのように呼ばれる。

**ブロードバンド・アクセス・ネットワーク**

明確な定義はないが、一般に「高速インターネットアクセス網」及び「超高速インターネットアクセス網」を指す。

**ホストコンピュータ (host computer)**

一般的には、複数のコンピュータや端末を含むシステムの中心となっている汎用大型コンピュータを指す。ホストコンピュータに接続して利用する端末は処理の結果を表示するものである。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

**ポータルサイト (portal site)**

ポータル (portal) とは、玄関、入り口などの意。そのホームページが、各種のサービスなど、インターネット自体への入り口になっている場合を言う。

**モバイル (mobile)**

オフィスや自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話などを使い、ネットワークを通じて情報をやりとりすること。また、それに用いる機器のこと。

**ユニバーサルデザイン (Universal Design)**

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること

〒957 - 8686

新潟県新発田市中心4丁目10番4号

TEL 0254 - 22 - 3101(代表)

FAX 0254 - 22 - 3110(代表)

URL <http://www.city.shibata.niigata.jp>